

§ 126 全般的な政策及び規定

節	Page
126.1	特定の国への又は特定の国からの禁止されている輸出、輸入及び販売 ----- 1
126.2	本副章の一時的な停止又は改正 ----- 7
126.3	除外条項 ----- 7
126.4	米国政府による移転又は米国政府に対する移転 ----- 7
126.5	カナダの除外条項 ----- 9
126.6	外国が所有する軍用機及び海軍艦艇、並びに対外有償軍事援助プログラム ----- 13
126.7	輸出許可及びその他の認可の拒絶、取消し、停止又は修正 ----- 14
126.8	[Reserved]
126.9	アドバイザーオピニオン[助言的意見]及びそれに関連した認可 ----- 15
126.10	情報の開示 ----- 16
126.11	他の法律の条項との関係 ----- 16
126.12	効力の継続 ----- 16
126.13	必要とされる情報 ----- 17
126.14	NATO、オーストラリア及び日本に対する特別包括輸出許可 ----- 17
126.15	オーストラリア又は英国への防衛物品及び防衛役務の輸出許可申請の迅速処理 ----- 19
126.16	米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約に基づく除外条項 ----- 19
126.17	米国と英国間の防衛貿易協力条約に基づく除外条項 ----- 28
126.18	二重国籍者又は第三国の国民である被雇用者への企業内、組織内及び政府内の移転に関する適用除外 ----- 36

[付則1](#)

§ 126.1 特定の国への又は特定の国からの禁止されている輸出、輸入及び販売

(a) 通則

特定の国を仕向地とする或いは特定の国を原産地とする防衛物品及び防衛役務の輸出及び輸入の許可及びその他の認可は拒絶とするのが、米国の政策である。

本副章で規定される除外条項（§ 123.17、§ 126.4(a)(1)若しくは(3)及び(b)(1)、並びに§ 126.4(a)(2)又は(b)(2)（その輸出が仕向地がロシアであって、政府のロシアを仕向地とし、宇宙協力を支援するものである場合）、並びに§ 126.6を除く、又は受取人が米国政府の省庁若しくは機関である場合を除く）は、禁止される国、地域若しくは人を原産地とする防衛品目若しくは防衛役務、又はそれらに向けて輸出するための防衛品目若しくは防衛役務に関しては適用されない。

（本副章の§ 129.7を参照のこと、この章で、本節におけるものと同様の仲介行為に対して規制を課している。）

(b) 出荷

本副章のもとに輸出、一時的な輸入、再輸出、又は再移転が許可された又はその他の形態で認可された防衛物品は、本節において言及される禁止されている国、地域、又はその他の者のいずれかにより所有されるか、運用されるか、それらにリースされるか、それらからリースされる船舶、宇宙船、航空機又はその他の輸送手段で出荷してはならない。

(c) ITAR § 126.1における同一であることの確認は、以下から得ることができる：

(1) 国連安全保障理事会の制裁措置によって禁止される輸出及び販売。

国連安全保障理事会が制裁措置を命令する場合はいつでも、前述の措置で禁止されるすべての取引であって、米国内又は米国外で米国人（本副章の§ 120.15を参照のこと）が関与するもの若しくは米国に在住する者が関与するもの、並びに米国軍需品リスト(22 CFR part 121)で規定される防衛物品若しくは防衛役務（原産地を問わない）に関係するものは、国務省が官報の中で異なる措置を指定する通告が公示されない限り、その制裁が継続される間において、ITARのもとに禁止される。

(2) テロリズム

テロ支援国家であると国務長官が決定した国への防衛物品又は防衛役務の輸出又は一時的輸入は、ITARにより禁止されている。これらの国々は国際テロ活動に対する支援（米国の外交政策に反するものであり、従って本節の(a)項で指定される政策並びに武器輸出管理法（22 U.S.C. 2780）の§ 40及び1986年制定の包括的外交安全保障・反テロリズム法(22 U.S.C. 4801, note)の要求事項の対象となる）を繰り返し提供している。国務長官が武器輸出管理法（22 U.S.C. 2781）の§ 40A及び大統領令13637に基づいて、米国の反テロリズムの取り組みに十分に協力していないと決定し、議会に証明を行った国への輸出は、本節の(a)項で指定される政策の対象となる。国務長官は、上記の決定及び証明を毎年行う。

(3) 武器の禁輸及び制裁

本節の(a)項で指定される政策は、米国の武器禁輸又は制裁レジューム（例えば、1961年制定の対外援助法（22 U.S.C. 2151以降）、1998年制定の国際的な宗教の自由法（22 U.S.C. 6401以降）、又は2008年制定の少年兵使用防止法（22 U.S.C. 2370c.2370c.2）の対象となる国に適用する、或いはそうしないと防衛物品又は防衛役務の輸出が世界の平和及び安全保障及び米国の外交政策の推進を阻むことになる場合にはいつでも適用される。

(d) 特定の禁止事項の対象国

(1) 防衛物品及び防衛役務については、以下の国々は拒絶を原則とする：

国
ベラルーシ
ビルマ
中国

キューバ
イラン
北朝鮮
シリア
ベネズエラ

(2) 防衛物品及び防衛役務について、次の国には、下記の関連項で指定される場合を除いて、拒絶原則が適用される：

国	国に固有の項の場所
アフガニスタン	本節の (g) 項についても参照のこと。
カンボジア	本節の (o) 項についても参照のこと。
中央アフリカ共和国	本節の (u) 項についても参照のこと。
キプロス	本節の (r) 項についても参照のこと。
コンゴ民主共和国	本節の (m) 項についても参照のこと。
エチオピア	本節の (n) 項についても参照のこと。
エリトリア	本節の (h) 項についても参照のこと。
ハイチ	本節の (j) 項についても参照のこと。
イラク	本節の (f) 項についても参照のこと。
レバノン	本節の (t) 項についても参照のこと。
リビア	本節の (k) 項についても参照のこと。
ニカラグア	本節の (p) 項についても参照のこと。
ロシア	本節の (l) 項についても参照のこと。
ソマリア	本節の (m) 項についても参照のこと。
南スーダン共和国	本節の (w) 項についても参照のこと。
スーダン	本節の (v) 項についても参照のこと。
ジンバブエ	本節の (s) 項についても参照のこと。

(e) (1) 販売提案及び最終的な販売

本副章の対象となる防衛物品、防衛役務又は防衛役務のいかなる販売、輸出、移転、再輸出、又は再移転も及びこれらのいかなる販売、輸出、移転、再輸出、又は再移転の提案若しくはプレゼンテーションも、最初に防衛取引管理部の輸出許可又は書面での認可を取得することなしに、本節で言及される国（その国の大使館若しくは領事館を含む）に対して、又はそれらに代わって行動する者（米国内に所在するか外国に所在するかを問わない）に対して行ってはならない。しかし、そのような事案においては、本節の (a) 項に従って、輸出許可及び認可を拒絶することが國務省の政策である。

(2) 届出義務：

本節の (e) (1) 項で規定される上記の物品、役務又は資料の提案される、最終的な、又は実際の販売、輸出、移転、再輸出、又は再移転を知っている又は知るべき根拠を有しているいかなる者も、直ちに防衛取引管理部に届出なければならない。上記の届出は、防衛取引管理部の防衛取引規制順守課に提出されなければならない。

(e) 項の注：“提案される”及び“プレゼンテーション”とは、購入を意図している者が、本副章の § 124 で規定される当該物品を取得すること又は契約を締結することを決定することができるであろう十分な詳細さでの情報伝達をいう。例えば、装置の性能特性、価格、及び納期の見込みに関する情報を伝達することは、輸出許可又はその他の認可を必要とする提案されたもの又はプレゼンテーションになる。

(f) イラク

イラクを仕向地とする又はイラクを原産地とする防衛物品及び防衛役務の輸出及び輸入の許可又はその他の認可は拒絶とするのが、米国の政策である（ただし、下記のものについては、ケースバイケースで輸出許可又はその他の認可が発行される場合がある）：

- (1) 非殺戮軍事装備品；及び
- (2) 殺戮軍事装備品であって、イラク政府又は多国籍軍により必要とされるもの。

(g) アフガニスタン

アフガニスタンを仕向地とする又はアフガニスタンを原産地とする防衛物品及び防衛役務の輸出及び輸入の許可及びその他の認可は拒絶とするのが、米国の政策である（ただし、アフガニスタン政府又は多国籍軍に対するものについては、ケースバイケースで輸出許可又はその他の認可が発行される場合がある）。それに加えて、タリバン、ウサマ・ビン・ラデン、アルカイダ又はそれらの者との協力関係により武器の禁輸の対象となる個人、グループ、企業及び団体の名前が、国連安全保障理事会の制裁委員会により維持されているリスト（国連安全保障理事会決議(UNSCR) 1267、1988 及び 1989 に基づいて制定されたもの）の中で公表されている。

(h) エリトリア

エリトリアを仕向地とする又はエリトリアを原産地とする防衛物品及び防衛役務の輸出及び輸入の許可又はその他の認可は拒絶とするのが、米国の政策である（ただし、下記のものについては、ケースバイケースで輸出許可又はその他の認可が発行される場合がある）：

- (1) 人道的用途又は防護用途のみを目的とする非殺戮な軍事装備品であって、安全保障理事会の関連委員会により前もって認可されたもの；又は
- (2) 個人用の防護服（防弾チョッキ及び軍用ヘルメットを含む）であって、国連の職員、メディアの派遣員、人道・開発従事者、及び関連する要員により、彼らの個人的用途のためにのみエリトリアに一時的に輸出されるもの。

(i) コンゴ民主共和国

コンゴ民主共和国を仕向地とする又はコンゴ民主共和国を原産地とする防衛物品及び防衛役務の輸出及び輸入の許可及びその他の認可は拒絶とするのが、米国の政策である（ただし、下記のものについては、ケースバイケースで輸出許可又はその他の認可が発行される場合がある）：

- (1) コンゴ民主共和国政府に対する防衛物品及び防衛役務であって、コンゴ民主共和国に関して安全保障理事会に前もって通知されたもの；
- (2) 防衛物品及び防衛役務であって、国際連合コンゴ民主共和国ミッション(MONUSCO) 又はアフリカ連合一地域タスクフォースの支援又は当該組織による使用のみを目的とするもの；
- (3) 個人用の防護服（防弾チョッキ及び軍用ヘルメットを含む）であって、国連の職員、メディアの派遣員、及び人道・開発従事者及び関連する要員により、彼らの個人的用途のためにのみコンゴ民主共和国に一時的に輸出されるもの；
- (4) 人道的用途又は防護用途のみを目的とする非殺戮な軍事装備品及び関連する技術援助及び訓練であって、コンゴ民主共和国に関して安全保障理事会に前もって通知されたもの。
- (5) 防衛物品及び防衛役務であって、安全保障理事会の関連委員会により認可されたもの

(j) ハイチ

- (1) ハイチを仕向地とする又はハイチを原産地とする防衛物品及び防衛役務の輸出及び輸入の許可及びその他の認可は拒絶とするのが、米国の政策である（ただし、下記のものについては、ケースバイケースで輸出許可又はその他の認可が発行される場合がある）：
 - (i) 防衛物品及び防衛役務であって、ハイチ政府（沿岸警備隊を含む）の指揮のもとに活動する治安部隊の支援又は当該組織による使用のみを目的とするもの；
 - (ii) 防衛物品及び防衛役務であって、国連又は国連から権限を与えられたミッションの支援又は当該組織による使用のみを目的とするもの；並びに
 - (iii) 個人用の防護装置であって、国連及びその他の国際組織出身の職員、メディアの派遣員、及び開発従事者及び関連職員により使用されるためのもの。
- (2) 上記の除外条項と整合するところの武器及び関連資材のすべての出荷は、米国政府との協調の中でハイチ政府によって指定される場所のハイチの治安部隊に対してのみ行われるものとする。

(k) リビア

リビアを仕向地とする又はリビアを原産地とする防衛物品及び防衛役務の輸出及び輸入の許可及びその他の認可は拒絶するとするのが、米国の政策である、ただし、以下に該当する場合はケースバイケースで輸出許可又はその他の認可が発行される場合がある：

- (1) リビア政府に対する安全保障若しくは軍縮援助のみを目的とする武器及び関連資材であって、事前にリビアに関する安全保障理事会に届け出られ、かつ、その届出から5就業日以内に当該委員会による拒否的な決定がないもの；
- (2) 非殺戮軍事装備品であって、リビア政府に対する安全保障若しくは軍縮援助のみを目的とするもの；
- (3) 技術援助若しくは訓練の提供であって、リビア政府に対する安全保障若しくは軍縮援助のみを目的とするもの；
- (4) 国連職員、メディアの派遣員並びに人道支援及び開発従事者並びに関連要員が専ら使用するのために一時的にリビアに輸出される小型武器、軽兵器及び関連資材であって、事前にリビアに関する安全保障理事会に届け出られ、かつ、その届出から5就業日以内に当該委員会による拒否的な決定がないもの；
- (5) 非殺戮軍事装備品であって、人道的用途若しくは防護用途のみを目的とするもの、及び関連する技術援助若しくは訓練；又は
- (6) 武器及び関連資材のその他の販売若しくは提供、又は援助若しくは要員の提供であって、リビアに関する安全保障理事会によって事前に承認されたもの。

(l) ロシア

ロシアを仕向地とする防衛物品及び防衛役務の輸出の許可及びその他の認可は拒絶するとするのが、米国の政策である（ただし、下記のものについては、ケースバイケースで輸出許可又はその他の認可が発行される場合がある）：

- (1) 政府の宇宙協力；及び
- (2) 2021年9月1日以前における商業通信衛星の打ち上げ。

(m) ソマリア

ソマリアを仕向地とする又はソマリアを原産地とする防衛物品及び防衛役務の輸出及び輸入の許可及びその他の認可は拒絶するとするのが、米国の政策である（ただし、下記のものについては、ケースバイケースで輸出許可又はその他の認可が発行される場合がある）：

- (1) 防衛物品及び防衛役務であって、以下の者の支援又は以下の者による使用のみを目的とするもの；
 - (i) アフリカ連合ソマリアミッション (AMISOM)；
 - (ii) 国連の職員（国連ソマリア支援ミッション (UNSOM) を含む）；
 - (iii) AMISOMの戦略的パートナーであって、2012年1月5日のアフリカ連合 (AU) 戦略コンセプト（又はその後のAU戦略コンセプト）のもとでのみ活動しているもの、及びAMISOMと協力及び調整して活動しているもの；又は
 - (iv) ソマリアにおける欧州連合訓練ミッション (EUTM)
- (2) 防衛物品及び防衛役務であって、単にソマリア連邦政府の治安部隊の開発を目的とするもの、ソマリア人の治安をもたらすもの、5日前までに国連安全保障理事会の関連する委員会に通知されているもの（以下の物品の配送に関連して、上記のもの提供が、国連安全保障理事会の関連する委員会により前もって認可される必要がある場合を除く）：
 - (i) 地对空ミサイル（携帯式防空ミサイルシステム (MANPADS) を含む）；
 - (ii) 口径が12.7mmを超える火炮、榴弾砲、機関砲、並びにこれらのために特別に設計された弾薬及び部分品（これにはRPGs若しくはLAWs等の肩撃ち式対戦車ロケット発射筒、ライフル擲弾、又は擲弾発射機を含む）；
 - (iii) 口径が82mmを超える迫撃砲；
 - (iv) 対戦車誘導兵器（対戦車誘導ミサイル (ATGMs) を含む）並びにこれらの品目のために特別に設計された弾薬及び部分品；
 - (v) 軍事用途を目的とする弾薬及び機器であって高エネルギー物質を含むもの；地雷、及び関連軍需

品；並びに

(vi) 暗視能力を有する兵器用照準器。

- (3) 国連加盟国又は国際組織、地域組織、又は小地域組織によって供給される防衛物品及び防衛役務であって、ソマリアの治安部門機関（ソマリア連邦政府の治安部隊を除く）の開発を援助する目的でのみ意図されたもの（供給国、国際組織、地域組織、又は小地域組織から上記の支援の通知を受け取ってから5営業日以内に安全保障理事会の関連委員会による否定的な裁定がない場合に限る）；
- (4) 国連事務総長に通知されたソマリア政府の要求に従って、ソマリア沿岸海域での海賊及び武装強盗の活動を阻止する手段に取り組んでいる国連加盟国又は国際組織、地域組織、又は小地域組織による専用の防衛物品（取り組んでいる手段が、適用される国際人権法に合致していなければならないことを条件とする）；
- (5) 個人用の防護服（防弾チョッキ及び軍用ヘルメットを含む）であって、国連の職員、メディアの派遣員、人道若しくは開発従事者、又は関連する要員により、彼らの個人的用途のためにのみソマリアに一時的に輸出されるもの；又は
- (6) 人道的用途又は防護用途のみを目的とする非殺戮な防衛物品の補給品であって、供給国、国際組織、地域組織、又は小地域組織によって、その情報のみについて5日前までに国連安全保障理事会の関連する委員会に通知されているもの。

(n) エチオピア

エチオピアの国軍、警察、諜報機関、又はその他の治安部隊を仕向先とする又はそれらのための、防衛物品又は防衛役務の輸出許可及びその他の認可は拒絶するとするのが、米国の政策である。

(o) カンボジア

カンボジアを仕向地とする又はカンボジアを原産地とする防衛物品及び防衛役務の輸出及び輸入の許可及びその他の認可は拒絶するとするのが、米国の政策である（ただし、通常兵器の破壊又は人道目的の地雷対策活動を遂行するための防衛物品及び防衛役務については、ケースバイケースで輸出許可又はその他の認可が発行される場合がある）。

(p) ニカラグア

ニカラグアを仕向地とする又はニカラグアを原産地とする防衛物品及び防衛役務の輸出及び輸入の許可及びその他の認可は拒絶するとするのが、米国の政策である（ただし、自然災害救援を含む人道支援のみを目的とした非致命的軍事装備品については、ケースバイケースで輸出許可又はその他の認可が発行される場合がある）。

~~(p)~~ (q) [Reserved]

(r) キプロス

~~キプロスを仕向地とする又はキプロスを原産地とする防衛物品及び防衛役務の輸出及び輸入の許可及びその他の認可は拒絶するとするのが、米国の政策である（ただし、国連キプロス平和維持隊（UNFICYP）又は民間の最終需要者のためのものについては、ケースバイケースで輸出許可又はその他の認可が発行される場合がある）。この拒絶の方針、及び禁止された仕向地としてのキプロスのステータスは、2022年10月1日から2023年9月30日まで停止される。~~

キプロスを仕向地とする又はキプロスを原産地とする防衛物品及び防衛役務の輸出及び輸入の許可及びその他の認可は拒絶するとするのが、米国の政策である、ただし以下に該当する場合を除く：

- (1) 国連キプロス平和維持隊（UNFICYP）又は民間の最終需要者のためのものについては、ケースバイケースで輸出許可又はその他の認可が発行される場合がある；並びに
- (2) この拒絶の方針、及び禁止された仕向地としてのキプロスのステータスは、2023年10月1日から2024年9月30日まで停止される。

(s) ジンバブエ

ジンバブエを仕向地とする又はジンバブエを原産地とする防衛物品及び防衛役務の輸出及び輸入の許可及びその他の認可は拒絶とするのが、米国の政策である（ただし、個人による個人用の火器及び弾薬の一時的な輸出（ジンバブエ政府に向けてのものを含めて再販又は再移転用ではないものに限る）については、ケースバイケースで輸出許可又はその他の認可が発行される場合がある）。

(t) レバノン

レバノンを仕向地とする又はレバノンを原産地とする防衛物品及び防衛役務の輸出及び輸入の許可及びその他の認可は拒絶とするのが、米国の政策である（ただし、国際連合レバノン暫定駐留軍 (UNIFIL) のためのもの又はレバノン政府により承認されたものについては、ケースバイケースで輸出許可又はその他の認可が発行される場合がある）。

(u) 中央アフリカ

中央アフリカを仕向地とする又は中央アフリカを原産地とする防衛物品及び防衛役務の輸出及び輸入の許可又はその他の認可は拒絶とするのが、米国の政策である（ただし、下記のものについては、ケースバイケースで輸出許可又はその他の認可が発行される場合がある）：

- (1) もっぱら、以下に示す活動の支援又はそれらによる使用を目的とする防衛物品であって、中央アフリカに関する国連安全保障理事会に前もって通知されたもの：
 - 国連中央アフリカ共和国多角的統合安定化ミッション (MINUSCA)；
 - 中央アフリカ共和国で配備された EU の訓練ミッション；
 - 中央アフリカ共和国との二国間協定の範囲において、それらの配備能力及び配備地域の制限内でのフランス軍；並びに
 - 訓練及び援助を提供するその他の加盟国軍；
- (2) MINUSCA との協力において中央アフリカ共和国の治安部門改革のプロセスの支援又はそのプロセスにおける使用のためにのみ、中央アフリカ共和国の治安部隊（国家及び民間の法執行機関を含む）を仕向先とする非殺戮装備品及び援助の提供（軍事行動及び非軍事訓練を含む）であって、中央アフリカ共和国に関して国連安全保障理事会に前もって通知されたもの；
- (3) MINUSCA との協力においてチャド又はスーダン軍により、共通の国境地帯における警備を強化するため三者の軍の国際的パトロールにおいて彼らの使用のためにのみ中央アフリカ共和国に持ち込まれた補給品であって、中央アフリカ共和国に関して国連安全保障理事会に前もって通知されたもの；
- (4) 人道的用途又は防護用途のみを目的とする非殺戮軍事装備品、並びに関連する技術援助又は訓練であって、中央アフリカ共和国に関して国連安全保障理事会に前もって通知されたもの；
- (5) 個人用の防護装備品であって、国連の職員、メディアの派遣員、並びに人道及び開発従事者、並びに関連する要員により、彼らの個人的用途のためにのみ中央アフリカに一時的に輸出されるもの；
- (6) 象牙及び武器の密漁、密輸、並びに中央アフリカ共和国の法律又は中央アフリカ共和国の国際法上の義務に反する行為を防ぐために、サンガ川流域の三か国保護地域における治安をもたらす国際監視での使用及びチンコ・プロジェクト及びバミングイーバンゴラン県の国立公園の武装した野生生物レンジャーによる使用のみを目的とする小型武器及び関連装備品であって、中央アフリカ共和国に関して国連安全保障理事会に前もって通知されたもの；
- (7) 中央アフリカ共和国の治安部門改革のプロセスの支援又はそのプロセスにおける使用のためにのみ、中央アフリカ共和国の治安部隊（国家及び民間の法執行機関を含む）を仕向先とする、口径が 14.5mm 以下の防衛物品、及び上記の兵器のために特別に設計された弾薬及び部分品、並びに防衛物品のうち戦備を有していない陸上用の軍用車両及び口径が 14.5mm 以下の兵器を搭載した陸上用の軍用車両であって、中央アフリカ共和国に関して国連安全保障理事会に前もって承認されたもの；
- (8) 中央アフリカ共和国の治安部門改革のプロセスの支援又はそのプロセスにおける使用のためにのみ、中央アフリカ共和国の治安部隊（政府民間の法執行機関を含む）を仕向先とする防衛物品及び関連の殺戮用装備品（(u) (7) にリストされていないもの）であって、中央アフリカ共和国に関して国連安全保障理事会に前もって承認されたもの；或いは
- (9) 防衛物品及び関連資材のその他の販売若しくは提供、又は援助若しくは要員の提供であって、中央アフリカ共和国に関する安全保障理事会によって事前に承認されたもの。

(v) スーダン

スーダンを仕向地とする又はスーダンを原産地とする防衛物品及び防衛役務の輸出及び輸入の許可又はその他の認可は拒絶するとするのが、米国の政策である（ただし、下記のものについては、ケースバイケースで輸出許可又はその他の認可が発行される場合がある）：

- (1) 監視、検証、又は和平支援活動（国連より認可されたもの若しくは関係者の同意を得た活動を含む）に対する補給品並びに関連する技術訓練及び援助；
- (2) 人道的用途、人権監視用途、又は防護用途のみを目的とする非殺戮軍事装備品の補給品並びに関連する技術訓練及び援助；
- (3) 個人用の防護装置であって、国連の職員、人権監視員、メディアの派遣員、及び人道・開発従事者及び関連する要員の個人用のためのもの；又は
- (4) 包括和平合意の履行の支援において提供される援助及び補給品。

(w) 南スーダン共和国

南スーダン共和国を仕向地とする防衛物品及び防衛役務の輸出の許可又はその他の認可は拒絶するとするのが、米国の政策である（ただし、下記のものについては、ケースバイケースで輸出許可又はその他の認可が発行される場合がある）：

- (1) 監視、検証、又は和平支援活動（国連より認可されたもの若しくは関係者の同意を得た活動を含む）のための防衛物品及び防衛役務；
- (2) アフリカ連合地域タスクフォース（AU-RTF）若しくは南スーダン国内で活動する国連団体（限定されるものでないが、国際連合南スーダン派遣団（UNMISS）、国連地雷対策サービス部（UNMAS）、国連警察隊（UNPOL）、若しくは国連アビエイ暫定治安部隊（UNISFA）を含む）を支援したり、彼らにより使用することのみを目的とする防衛物品及び防衛役務；
- (3) 通常兵器の破壊若しくは人道目的の地雷除去活動を遂行する非政府団体を支援したり、彼らにより使用することのみを目的とする防衛物品及び防衛役務；
- (4) 人道的用途又は防護用途のみを目的とする非殺戮な防衛物品並びに関連する技術訓練及び援助；
- (5) 個人用の防護装置（防弾チョッキ及びヘルメットを含む）であって、国連の職員、人権監視員、メディアの派遣員、及び人道・開発従事者及び関連する要員により、彼らの個人的用途のためにのみ南スーダン共和国に一時的に輸出されるもの；又は
- (6) 包括和平合意の履行、南スーダン共和国における紛争の解決、若しくは何らかの後続の合意を支持するために提供される防衛物品及び防衛役務。

§ 126.2 本副章の一時的な停止又は改正

防衛取引管理担当副次官補は、米国の安全保障及び外交政策上の利益のため、本副章の規則のいずれか若しくはすべてについて、一時的停止又は改正を指示することができる。

§ 126.3 除外条項

例外的な場合若しくは必要以上の困難をもたらす場合、又はそれが米国政府の国益とは異なっている場合、防衛取引管理担当副次官補は、本副章の条項に除外条項を設けることができる。

§ 126.4 米国政府による移転又は米国政府に対する移転

(a) 政府部局又は政府機関によるもの

防衛物品の輸出、再輸出、再移転、若しくは一時的輸入又は防衛役務の実行について、次のいずれかを目的として米国政府の部局又は機関によって行われる場合、許可を必要としない。

- (1) 米国政府の部局又は機関（以下を含む）による公務上の使用：
 - (i) 公的立場の範囲内で行動している米国政府の職員；又は
 - (ii) 米国政府と契約関係にある個人若しくは団体であって、その契約範囲において請け負われた活動を実施するために防衛物品を使用したり、防衛役務を実行するものであって、次のいずれかに該当する場合：
 - (A) 米国政府の施設内で行なわれる場合；
 - (B) 米国政府の職員が、防衛物品が転用されないこと及び契約関係の範囲内でのみ使用されるこ

とを確実にする権限を与えられ、責務を有している場合；又は

(C) (a) (1) (ii) 項における適用除外の使用が、米国政府の部局又は機関の要請を受け、防衛取引管理担当国務副次官補により認められる場合。

(D) この(a) (1) (ii) 項の条項は、§ 126.1 で特定される国の個人又は団体への技術資料の提供には用いられてはならない。

(2) 防衛物品の輸出、再輸出、再移転、若しくは一時的輸入、又は防衛役務にあたる行為の実行について規定する協定又は合意(以下のうちの一つ)を遂行するための協力プロジェクト、協力プログラム、又はその他の活動を実行することを目的とするもの：

(i) 米国若しくは米国のいずれかの機関が参加している拘束力のある国際合意；或いは

(ii) 合衆国法典の Title 10 若しくは Title 22 又は関係する国防権限法の条項により認められている国際的なパートナーとの協定。

(3) 法律により認可される対外援助又は売却計画及び他の手段により大統領の管理対象となるものを実行することを目的とするもの。

(4) その他国防総省の安全保障協力計画及び活動であって、法律により認可されるもの及び大統領の管理対象となるものを目的とするもの。

(i) この(a) (4) 項でいうところにおいて、“その他国防総省の安全保障協力計画及び活動”とは、次のいずれかを目的とする外国の安全保障体制に伴う国防総省の計画、活動、若しくは相互協力を意味する：

(A) 自主防衛及び多国籍軍の活動に対する同盟国及び友好国の安全保障能力の構築及び開発；

(B) 平時若しくは緊急対応作戦において、外国に兵力を利用する手立てを提供すること；又は

(C) 特定の米国の安全保障上の国益を増進させる関係の構築。

(ii) 米国政府は、受取人が本節の(f) 項を承知しておりそれを順守することを確実にするため、外国の当事者から適切な最終用途及び再移転保証を取得しなければならない。

(5) 本節のもとでの認可は、ITAR の順守のみに対するものであって、防衛物品の移転を行う前に必要とされる場合がある米国政府の他の承認には当たらない、また、米国の法律若しくは規則の他の義務、若しくは適用される政府のプロセス、手続き、若しくは慣行 (MTCR の付属書でリストされる品目の輸出が MTCR のガイドラインに書かれた個別審査を受ける要求事項を含む) を満たすものではない。

(6) (a) 項の適用除外は、米国政府の部局又は機関が民間の個人又は企業に代わって代理人として活動する場合、便宜上であっても、安全保証上の要件を満たすためであっても、適用されない。

(7) 本節の(f) 項で示される認可要件は、本節の(a) (1) 及び(a) (3) 項に基づき米国から輸出される防衛物品及び防衛役務に対して、その防衛物品及び防衛役務がそれらの条件に従うことを条件として、適用されない。

(b) 部局又は機関の代理人による場合

次のいずれかの者への防衛物品の輸出、再輸出、再移転、若しくは一時的輸入又は防衛役務の実行について、米国政府の部局又は機関のために、他の者により行われる場合、輸出許可を必要としない：

(1) 米国政府の部局若しくは機関（要請を受けて行なわれる場合）；又は

(2) 米国政府以外の団体（米国政府の部局若しくは機関の書面による指示により又は国際協定若しくは国際合意に基づいて、本節の(a) (1) から(a) (4) 項掲げる部局若しくは機関に対して認められる活動を目的とする場合）。

(c) 米国への返送

本節に基づいて輸出された防衛物品の米国への次のいずれかの者に対する返送であって、その後本節による以外には再輸出又は再移転が行なわれないものについて、本副章のもとに、輸出許可を必要としない：

(1) 米国政府の部局若しくは機関；又は

(2) 品目を輸出した者。

(d) 禁止される行為及び武器禁輸

本節は、米国政府の部局又は機関が、他の管理規定若しくは何らかの制定法によって別途禁止されてい

る輸出又は米国の武器禁輸又は国連安全保障理事会決議（§ 126.1 参照）に反する輸出を行ったり、輸出を認めることを容認するものではない。

(e) 輸出通関

米国の外交文書用郵袋又は米国政府の航空機、車両、若しくは船舶以外により出荷される輸出について、輸出時点で、電子的な輸出情報（EEI）のファイルが、米国税関国境警備局に、その電子システムを使用して提出されなければならない（ただし、その申告の電子的な提出が入手できない場合を除く、この場合、米国税関国境警備局又は国防総省通達局は指示書を発行する）。

(f) 最終用途又は最終需要者の変更

本節で認められていない当事者又は用途への防衛物品の最終用途又は最終需要者の変更は、輸出許可又はその他の承認により防衛取引管理部の承認が必要である。

§ 126.5 カナダの除外条項

(a) 防衛物品の一時的輸入

米国税関国境警備局港湾局長及び郵便局長は、カナダを原産地とする機密ではない防衛物品（本副章の § 120.6 を参照のこと）であって、米国内で一時的に使用し、カナダに返送されるものについて、一時的輸入及びカナダへの返送を輸出許可なしに容認するものとする。その他のすべての一時的輸入については、本副章の § 123.3 及び § 123.4 に従うものとする。

(b) 防衛物品の永続的及び一時的な輸出

以下で規定される場合を除いて、米国税関国境警備局港湾局長及び郵便局長は、公的な立場で行動するカナダ連邦政府若しくは州政府の当局者又はカナダの登録者によるカナダにおける最終用途のためのものである場合、或いは米国への返送のためのものである場合、22 CFR 121.1 で特定される防衛物品及び関連する技術資料のカナダへの永続的な輸出及び一時的な輸出について、輸出許可なしに容認するものとする。上記の除外条項は、以下の制約条件がある：

本節の (b) (1) から (b) (21) 項で特定される防衛物品及び関連する技術資料及び防衛役務、並びに第三国を通過する輸出。

これらの制約は、本副章の要求事項（22 CFR 120.1(c) 及び (d)、§ 122 及び § 123（ただし、輸出許可要求事項の適用除外がこの条項において正当と認められている場合を除く）、及び § 126.1 を含む）、並びにすべての重要軍用装備品について非移転使用誓約書を取得すべき要求事項を満たすことも条件とする。本節でいうところの“カナダの登録者”とは、カナダ国民（カナダの法律のもとに組織されたカナダの事業者を含む）、カナダと第三国の二重国籍者（§ 126.1 の対象となる者）、及びカナダ防衛生産法に従ってカナダで登録された永住者、及び他のカナダの国営会社（防衛取引管理部のウェブサイト及びその他の方法により一般に入手可能な当該者のリストの中で国務省により特定されたもの）をいう。22 CFR 121.1 で特定される防衛物品、関連する技術資料及び防衛役務であって、依然として輸出許可を必要とするものは、以下の通りである：

- (1) 本副章の § 121.1 で対象とするすべての機密扱いの物品、技術資料及び防衛役務。
- (2) ミサイル技術規制レジーム（MTCR）附属書のすべての品目。
- (3) 本副章の § 124 で対象とする防衛役務（ただし、本節の (c) 項に掲げるものを除く）。
- (4) 本副章の § 123.15 及び § 124.11 に従って、連邦議会への届出を必要とする防衛物品及び防衛役務の輸出を含むすべての取引。
- (5) カテゴリー VI (f) 及び VIII (b) で対象とするガスタービンエンジンのホットセクション[燃焼ガスに常時曝される部分]に関するすべての技術資料及び防衛役務。（これには、ハードウェアは含まれない）。
- (6) カテゴリー I でリストされる火器、近接攻撃兵器及び戦闘用散弾銃。
- (7) カテゴリー I に掲げる火器のための、カテゴリー III にリストされる弾薬。
- (8) 核兵器戦略投下システム及び当該システムのために専用に設計されたすべての部分品、部品、附属品及びアタッチメント並びに関連装備品。
- (9) カテゴリー VI (e) でリストされる海軍原子力推進装置。
- (10) カテゴリー VIII (a) のすべての品目並びにカテゴリー VIII (f) で特定される開発中の航空機、エン

ジン及び構成部品。

- (11) カテゴリーXII(c)の全品目(第1世代及び第2世代のイメージ増強管並びに第1世代及び第2世代のイメージ増強夜間照準装置を除く)。カテゴリーXII(c)に掲げる最終製品(本副章の§121.8を参照のこと)及び関連する技術資料(本副章の§125.4(b)(5)に掲げる除外条項のもとに認可される基本的な操作、保守及び訓練の情報に限定される)は、輸出許可がなくても、カナダの政府団体(すなわち、連邦政府、州政府、準州政府又は地方政府)に直接、輸出することができる。
- (12) カテゴリーXIV(a)、(d)及び(e)でリストされる化学剤、カテゴリーXIV(b)に掲げる生物剤及び生物学的に誘導される物質、並びにカテゴリーXIV(f)でリストされる装置であって、カテゴリーXIV(a)、(b)、(d)及び(e)でリストされる化学剤及び生物剤の散布用のもの。
- (13) カテゴリーXVI(c)でリストされる軍の仕様に合わせて製造された放射線測定装置。
- (14) カテゴリーXV(a)に掲げるすべての宇宙空間への打上げ用の飛しょう体(商業通信衛星を除く)。
- (15) カテゴリーXV(c)(カナダ連邦政府による最終用途のための最終製品(本副章の§121.8を参照のこと)であって、カナダの登録者を通して直接的又は間接的に輸出されるものを除く)。
- (16) カテゴリーXV(d)。
- (17) 以下のシステム、部分品及び部品であって、カテゴリーXV(e)の適用範囲内に含まれるもの：
 - (i) 妨害防止システムであって、干渉波の方向のアンテナのゲインを自律適的に弱める(ゼロにする)ことにより入射する干渉波に対応する能力を有するもの。
 - (ii) アンテナ：
 - (A) 口径(アンテナの放射部分の外形寸法)が30フィートを超えるもの；又は
 - (B) メインビームのピーク出力に対して、すべてのサイドローブを-35dB以下にできるもの；又は
 - (C) 直径で200海里未満の地表面上のカバレッジエリアを提供するために設計、改造又は構成されたもの(ここで“カバレッジエリア”とは、アンテナのメインビーム幅(ビームの半値点間の角距離をいう)により照射される地表面における面積として定義される)。
 - (iii) 衛星間光データリンク(クロスリンク)及び光衛星間通信地上端末。
 - (iv) 衛星搭載再生ベースバンド処理(ベースバンドから直接ダウンコンバージョン或いはベースバンドに直接アップコンバージョンする)装置。
 - (v) 軌道上の人工衛星(すなわち、ミッション軌道に乗せた後)の加速度を0.1gを超える割合で加速することができる推進システム。
 - (vi) 姿勢制御決定システムであって、1軸当たり0.02度より良い精度で宇宙空間への打上げ用の飛しょう体の位置決定及び制御又はペイロード指向システムの制御を提供するように設計したもの。
 - (vii) カテゴリーXV(a)のすべての品目のために特別に設計又は改造された、すべてのシステム、部分品、部品、附属品、アタッチメント及び附属装置(ただし、商業通信衛星で使用するように特別に設計又は改造された場合を除く)。
- (18) カテゴリーXVIでリストされる核兵器の設計装置及び試験装置。
- (19) カテゴリーXX(a)から(d)でリストされる潜水可能な海洋調査船及び関連物品。
- (20) カテゴリーXXIで対象とするその他の物品。
- (21) カテゴリーIVで対象とする携帯可能防空システム、並びにこれらの部品及び部分品、並びに当該システムのための技術資料。

(c) 防衛役務の除外条項。

防衛役務は、次の基準を満たすことができる場合、本副章の§124の輸出許可要求事項から除外される。

- (1) 品目、技術資料、防衛役務及び取引が、本節の(b)(1)から(21)項で特定されないものであること；かつ
- (2) 技術資料の移転及び防衛役務の提供が、以下の活動に限定されていること：
 - (i) カナダで登録された者又は本副章の§122に従って登録され資格を有する米国企業が米国連邦政府の省庁若しくは機関から又はカナダ連邦政府、州政府若しくは地方政府からの書面による要請に応じて見積り又は入札提案書を作成すること；或いは
 - (ii) 防衛物品(即ち、ハードウェア、技術資料)の、登録された米国企業による使用；又は、米国連邦政府のプログラム；又はカナダ連邦政府、州政府若しくは地方政府のプログラムでの最終

使用のための生産、設計、組立て、保守又はサービス；及び

- (iii) 防衛役務及び技術資料が、本節の(c) (6) 項で定義されるものに限定されていること；並びに
- (3) カナダの契約者及び下請け業者は、米国の輸出者に対して、輸出されている技術資料及び防衛役務が本節の(c) (2) 項で特定される活動でのみ使用されることを書面で保証すること；並びに
- (4) 米国の輸出者とカナダの受取人との書面による取決め（例えば、締結された秘密保持契約書又はその他の複数当事者間契約、技術移転管理計画、契約又は購入注文書）は、以下を満たしていなければならない：
- (i) 生産される防衛物品の直接の引渡先を以下に該当する者に限定すること：
- 本副章の § 122 に従って登録された米国内に所在する特定の製造業者；
米国連邦政府の省庁又は機関；
カナダで登録された者であって、カナダ政府によりカナダ政府のために防衛物品を製造することが書面で認められた者；
カナダ連邦政府、州政府又は準州政府；及び
- (ii) カナダで登録された者ではない他のいかなる契約者又は下請け業者に対しても技術資料の開示を禁止すること；並びに
- (iii) いずれの下請け契約にも本節のすべての制約事項を含むことを規定すること；並びに
- (iv) カナダの契約者（下請け業者を含む）が、契約の完了時点で、契約書又は購入注文書に従って輸出されたすべての技術資料を破棄するか、米国に所在する米国の輸出者に返還するように要求すること（ただし、カナダ又は米国の政府団体による使用のためのものであって、当該技術資料が維持管理されることを書面で要求するものを除く）。米国の輸出者には、当該技術資料が保持されるか破棄されることの書面による保証が提供されなければならない。
- (v) 米国の技術資料から創出されたすべての文書には、以下の記述の記載を要求する条項を含めること、
- “この文書には、その使用が米国武器輸出管理法で規制されている技術資料を含んでいる。この資料は、国際武器取引規則（ITAR）の § 126.5 で明記される制約事項に従って提供されたものであり、その制約事項の対象となる。荷受人は、この資料を受け取ることによって、ITAR の要求事項を履行することに同意する”；並びに
- (5) 米国の輸出者は、本節のもとに認可された彼らのすべての進行中の活動について、半年毎の報告を防衛取引管理部に提出しなければならない。
- 報告書には、以下の内容を盛り込まなければならない：
- 生産されている物品；
最終需要者（すなわち、米国又はカナダの企業名）；
当該製品が組み込まれる最終製品；
当該製品の目的とする最終用途（例えば、米国又はカナダの国防契約番号及びプログラムを特定する情報）；
すべてのカナダの契約者及び下請け業者の名前及び所在地；並びに
- (6) 防衛役務及び技術資料は、本節の(c) (6) (i)、(ii)、(iii) 及び(iv) 項に掲げるものに限定されており、本節の(c) (6) (v)、(vi) 及び(vii) 項については含んではならない：
- (i) ビルドトゥープリント生産方式[Build-to-Print、顧客が詳細設計を行い、生産のみを受注する受注形態]
- Build-to-Print[ビルドトゥープリント]とは、外国の荷受人が米国の輸出者からいかなる技術援助も受けることなく、設計図面から防衛物品を生産できることをいう。この取引は、外国の荷受人が防衛物品を生産する固有の能力を有しており、必要な図面がないだけでありと解釈されるので、完全に“hand-off”[手放し]のアプローチに基づくものである。受入基準及び仕様書等の補足書類は、外国の荷受人がこの追加の補足書類がなければ受入れ可能な防衛物品の生産ができなくなるような必須の基準で（即ち、“must have”[有していなければならない]）、提供することができる。受入れ可能な防衛物品の製造を可能にするのに絶対必要とは限らない文書（すなわち、“nice to have”[あったらいい]）は、ビルドトゥープリント生産方式のデータパッケージの境界線内にあるとはみなされない；及び/又は
- (ii) ビルド/デザイントゥースペシフィケーション生産方式[Build/Design-to-Specification、顧

客が仕様設計を行い、設計及び生産のみを受注する受注形態]

“Build/Design-to-Specification”[ビルド／デザイントゥースペシフィケーション]とは、要求仕様から防衛物品を設計及び生産できることをいう。この取引は、外国の荷受人が防衛物品の設計及び生産の双方を行う固有の能力を有しており、必要な要求仕様情報がないだけであると解釈されるので、完全に“hand-off”[手放し]のアプローチに基づくものである。；及び／又は

(iii) 基礎研究

“基礎研究”とは、特定のプロセス又は製品の用途を念頭におかずに、現象の根本的側面及び観察できる事実の、より深遠な知識又は理解を指向する体系的な研究をいう。これには“応用研究”については含まない（すなわち、方法（その方法によって認識された特定の必要性を満たすことができるもの）を決定するのに必要な知識又は理解を得るための体系的な研究をいう。これは、有用な材料、デバイス及びシステムの生産に向けての知識のシステムティックな応用（特定の要求を満たすためのプロトタイプ及び新たなプロセスの設計、開発、及び改良を含む）をいう。）；並びに

- (iv) 保守（すなわち、検査、試験、較正又は修理（オーバーホール、再調整及び欠陥のある品目、部品若しくは部分品の1対1の交換を含むが、当該品目の基本性能を変える改造、強化、アップグレード又はその他の形態の変更若しくは改良を除く）；

そして、以下のものについては含まない

(v) 設計手法（例えば、以下に例示するもの）：

基礎をなすエンジニアリング手法及び利用される設計理念（すなわち、特定の設計上の意思決定、エンジニアリング機能又は性能要件に関する論理的根拠を説明する“why[何故]”又は情報）；エンジニアリングの経験（例えば、学んだ教訓）；並びに防衛物品の動作要件（例えば、性能要件、機械的要件、電気的要件、電子的要件及び信頼性要件）を設定する論理的根拠及び関連データベース（例えば、設計許容度、安全係数、構成部品の寿命予測、故障解析基準）。（最終的な解析結果並びに初期条件及びパラメータは提供することができる。）

(vi) エンジニアリング解析（例えば、以下に例示するもの）：

防衛物品の動作要件に対する性能を設計又は評価するために使用される解析手法及び解析ツール。解析手法及び解析ツールには、モックアップ、コンピューター・モデル及びシミュレーションの開発及び／又は使用、並びに試験設備を含む。（最終的な解析結果及び初期条件及びパラメータは提供することができる。）

(vii) 製造ノウハウ（例えば、以下に例示するもの）：

詳細設計を、適格で完成された防衛物品に変換するのに必要な詳細な製造プロセス及び製造技術を提供する情報（情報は、受入れ可能な防衛物品を製造するために必要な、本節の(c) (6) (i) 項で特定されるビルドトゥープリント生産方式のパッケージの中で提供することができる。）。

(d) 再輸出/再移転

カナダ国内における他の最終用途若しくは最終需要者への再輸出/再移転又はカナダからの他の仕向地（米国を除く）への再輸出/再移転は、すべての場合において、防衛取引管理部の事前の認可がなければならない。本副章で別途除外されない限り、最初の輸出者は、カナダで登録された者からの要請に基づき、再輸出/再移転の認可を取得し、提供する責任を有する。米国の輸出者が、もはやカナダの最終需要者を利用できなくなった場合は、いかなる場合であっても、直接、国務省防衛取引管理部に当該再輸出/再移転の請求を行うことができる。すべての請求には、本副章の§ 123.9(c)に掲げる情報を盛り込まなければならない。再輸出/再移転の認可は、以下により取得される：

- (1) もし米国から直接輸出されたとすれば、要請されている再輸出/再移転（すなわち、カナダ国内における他の適格なカナダの受領者への本節に基づく再移転）が本節に従って行うことができる場合、米国企業がカナダの最終需要者による要請を受け取り次第、米国の最初の輸出者は、この再輸出/再移転が本節の条件に従って認可されていることを、書面でカナダの請求者に確認することにより、米国政府に代わって許可することが認められている；又は
- (2) 再輸出/再移転が、もし米国から直接輸出されたとすれば輸出許可が必要となる最終用途又は最終需要者に対するものである場合、再移転は、本副章の§ 123.9に従って取り扱われなければならない。

§ 126.5 の注 :

1. 輸出者が、輸出許可を除外される防衛物品が、その本来の形態又は他の品目に組み込まれた形態で、カナダで登録された適格者以外の者による使用のために輸出されようとしているか、他の外国の仕向地（米国以外）への輸出のために輸出されようとしていることを知ったときは、いかなる場合でも、カナダに移転される前に輸出許可を取得しなければならない。
2. カナダに適用される更なる除外条項が、本副章の他の節に存在する（例えば、§ 123.9、§ 125.4 及び § 124.2）、その除外条項により、輸出許可がなくても、合法的に輸出された防衛物品（本節の (b) (1) から (21) 項で特定されるものを含む）のための基本的操作及びメンテナンスの訓練に関連する防衛役務の実施を可能にする。

§ 126.6 外国が所有する軍用機及び海軍艦艇、並びに対外有償軍事援助プログラム

(a) 次に該当する場合、防衛取引管理部からの輸出許可は不要である :

- (1) 輸出される当該物品又は技術資料が、武器輸出管理法又は 1961 年制定の対外援助法（改正された場合はその改正版）に従って、国防総省により外国又は国際組織に売却、リース又は貸付が行われたものである場合、並びに
- (2) 当該物品又は技術資料が、米国に所在する当該国又は当該組織の代理人に引渡されるものである場合 ; 並びに
- (3) 当該物品又は技術資料が、当該政府又は当該組織の軍用機若しくは海軍艦艇に乗せて、又は国防輸送サービス（DTS）を通して米国から輸出されるものである場合。

(b) 外国の軍用機及び海軍艦艇

外国の軍用機又は海軍艦艇の米国への入国について、当該軍用機又は海軍艦艇のオーバーホール、修理又は改造が実施されなければ、輸出許可は不要である。しかし、領空飛行（49 U.S.C. 40103 に従う）及び海軍艦艇の寄港について、政治軍事局国際安全保障問題統制室より国務省の承認を取得しなければならない。

(c) 対外有償軍事援助プログラム

移転される防衛物品又は技術資料又は防衛役務が、下記の基準を満たす移転を認可する引合受諾書（LOA）に基づいて、武器輸出管理法の対外有償軍事援助（FMS）プログラムのもとに国防総省により外国若しくは国際組織に売却、リース又は貸付が行われたものである場合、防衛取引管理部からの輸出許可は不要である :

- (1) この除外条項を使用する防衛物品、技術資料又は防衛役務の移転が、FMS の引合受諾書（LOA）及び米国政府の FMS 実施契約及び下請け契約が効力を有しており、かつ、輸出許可の代わりに本契約に基づいて当該移転に対する認可としての機能を果たす期間内でのみ行われること。米国政府の FMS 契約及び下請け契約が失効し、引合受諾書（LOA）が当該認可としての機能をもはや果たさなくなった後において、防衛物品、技術資料又は防衛役務の更なる提供は、本節によっては対象とはされないものとし、その代わりに本副章の他の認可要求事項の対象とされるものとする ; 並びに
- (2) 国防総省の権限を与えられた代表者及び外国政府の権限を授けられた代表者により署名された対外有償軍事援助プログラムを推進するための締結された引合受諾書（LOA）の中で、移転される防衛物品、技術資料又は防衛役務が明確に特定されていること ; 並びに
- (3) 防衛物品及び関連技術資料の移転は、関連する引合受諾書（LOA）の有効期間中に実施され、同様に、防衛役務も、米国政府の FMS 契約又は下請け契約の有効期間内で、且つ引合受諾書（LOA）の指定期間を超えない期間内でのみ実施されること ; 並びに
- (4) 当該移転に責任を有する米国の者は、本副章の § 122 に従ってすべての移転の記録を保持すること ; 並びに
- (5) 防衛物品及び技術資料の移転について、
 - (i) 移転は、購入国の関連在外公館又はその国の認可された運送業者によって行われること（ただし、その運送業者が本副章の § 122 に従って防衛取引管理部で登録されていることを条件とする） ; 並びに
 - (ii) 出荷の時点で、米国税関国境警備局は、その責務を遂行する中で、電子的な輸出情報、国内取

引番号及び税関国境警備局が必要とするその他の書類を提示されなければならない。その積荷のインボイスには、以下の注釈をつけなければならない：

“この積荷は、FMS[対外有償軍事援助]の事案[事案識別番号を記入する]により 22 CFR 126.6(c) に基づいて輸出が認可されたものである。

米国政府の連絡窓口は、_____、電話番号_____である”、並びに

- (iii) 移転に含まれている機密扱いのハードウェア及び関連技術資料は、必須条件である米国政府の秘密情報の使用許可及び輸送計画を備えるとともに、国防総省の国家産業セキュリティプログラム運用マニュアルに従って出荷されなければならない。輸出者は、米国税関国境警備局の電子システムにより輸送計画の電子的なコピーを提示しなければならない（ただし、その情報の電子的な報告が入手できない場合を除く、この場合、米国税関国境警備局は指示書を発行する）、又は
- (6) 防衛役務の移転について：
- (i) 当該防衛役務の提供に責任を有する米国の者と米国政府との間に、下記の要件を満たす契約又は下請契約が存在していること：
- (A) 移転される防衛役務の範囲が明確に定義されていること；
- (B) FMS[対外有償軍事援助プログラム]の事案識別番号を特定していること；
- (C) 防衛役務の外国の受取人を特定していること；
- (D) その契約が締結される際にわかる限りにおいて、関与する可能性がある他の米国又は外国のすべての当事者、及び彼らの役割／責務が特定されていること；
- (E) 当該防衛役務が実施される可能性がある特定の継続期間を規定していること；並びに
- (ii) 当該契約の中で特定された米国人は、防衛役務が提供されている全期間にわたって、防衛取引管理部での登録を維持していること。当該契約の中で特定された米国の登録者が下請業者を採用した時は、いかなる場合であっても、下請け業者は、DDTC に登録され、且つ当該下請け契約が上記の要求事項を満たす場合にのみ、本除外条項を使用することができる、並びに
- (iii) 当該防衛役務が機密扱いの技術資料の移転を含む場合、当該防衛役務を移転する米国人は、必須条件である米国政府の秘密情報の使用許可及び輸送計画を、適切な場合には国防総省の国家産業セキュリティプログラム運用マニュアルに従って、備えなければならない。

§ 126.7 輸出許可及びその他の認可の拒絶、取消し、停止又は修正

(a) 政策

輸出許可及び認可は、米国の制定法により必要とされる場合はいつでも拒絶又は取消されるものとする（本副章の § 127.7 及び § 127.11 を参照のこと）。次のいずれかに該当する場合はいつでも、本副章のもとでの輸出許可の申請又はその他の認可の申請は、承認されない場合がある、また、本副章のもとで与えられた輸出許可又はその他の認可又は適用除外は、事前の通知なしに拒絶、取消し又は修正される場合がある：

- (1) 国務省が、このような措置が、世界平和、国家安全保障若しくは米国の外交政策を推進するためのものであるとみなす場合、又は別途望ましいとみなす場合；或いは
- (2) 国務省が、22 U.S.C. 2778、本副章に含まれる規則、若しくは米国政府の輸出認可の条件（製造ライセンス契約若しくは技術援助契約又は輸出管理法（改正された場合はその改正版））に基づいて与えられた輸出認可の条件を含む）が、当該取引に重要な利害関係を持つ輸出当事者若しくは他の者により違反が行われたと確信する場合；或いは
- (3) 申請者が、本副章の § 120.27 で列挙される米国の何らかの刑事制定法違反で起訴されている場合；或いは
- (4) 申請者又は当該輸出若しくは当該契約の当事者が、本副章の § 120.27 で列挙される米国の刑事制定法違反の有罪判決を受けた場合；或いは
- (5) 申請者が、いずれかの米国政府機関と契約する資格、又はいずれかの米国政府機関から防衛物品若しくは防衛役務を輸入するための輸出許可若しくはその他の認可を受ける資格がない場合；或いは
- (6) 申請者、当該輸出若しくは当該契約の当事者、防衛物品若しくは防衛役務の供給元若しくは製造業者、又は当該取引に重要な利害関係を有する者が、いずれかの米国政府機関から輸出許可若しくはその他の認可を剥奪されたか、停止されたか、又は受けることが別途不適格である場合（例えば、15 CFR § 760 のもとでの商務省による資格剥奪又は本副章の § 127 若しくは § 128 のもとでの国務省による

資格剥奪に基づくもの)；或いは

- (7) 申請者が、本副章のもとでの輸出許可申請書若しくは認可請求を裏付けるのに特に必要な情報若しくは書類のいずれか、又は適用される国務省の様式の中の指示事項において必要とする情報若しくは書類のいずれかを盛り込むのを怠った場合；或いは
- (8) 申請者が、他の関連する米国の法律において制裁措置を受けている場合（例えば、1991 会計年度国防権限法 (Pub. L. 101-510) のミサイル技術規制編；1991 年制定の生物化学兵器規制及び戦争行為廃絶法 (Pub. L. 102. 182)；若しくは 1992 年制定のイランイラク武器不拡散法 (Pub. L. 102. 484)）。

(b) 通知。

防衛取引管理部は、申請者又は輸出許可取得者又は米国のその他の該当者に、本節の (a) 項に従って講じられる措置を通知する。当該措置の理由は、安全保障及び外交政策の配慮が許す限り具体的に記載される。

(c) 再考。

ある者が決定を通知されてから 30 日後以内に書面により不利な決定の再考の請求が行われた場合、その米国人は追加情報を提出する機会が与えられる。その後、この事案は防衛取引管理部により審査される。

(d) 特定の申請の再考

特に必要とされる情報又は書類を提出することを繰り返し履行しなかったために拒絶された輸出許可申請若しくはその他の認可請求は、通常、拒絶されてから 30 日間は再考されない。それらは、この期間終了後において、当該申請者が本副章に従って課せられる行政制裁の対象となるか否かについての最終決定が行われた後でのみ再考される。再考請求には、当該不履行を是正するために講じられた措置及び本副章の要求事項への順守を確実なものとするために講じられた措置を説明する書状を添付しなければならない。

(e) 特別な定義。

本節でいうところの用語‘輸出当事者’とは、以下の者をいう：

- (1) 申請者の経営最高責任者、社長、副社長、その他の上級役員及び役員（例えば、経理担当役員、財務担当役員、法務担当役員）並びに取締役会の構成員；
- (2) 運送業者又は申請者の指定された輸出代理人；及び
- (3) 輸出される品目の荷受人又は最終需要者。

§ 126.8 [Reserved]

§ 126.9 アドバイザリーオピニオン[助言的意見]及びそれに関連した認可

(a) 事前の認可の裁定

特定の国への特定の防衛物品又は防衛役務に対する輸出許可又はその他の認可を与える見込みがあるであろうか否かに関して防衛取引管理局よりの情報を請求することができる。

防衛取引管理部からの上記の情報は、ケースバイケースで発行される、また、防衛取引管理部に提出された特定の事柄だけに適用される。これらの意見は、国務省を拘束するものではなく、将来の事柄において、国務省に持ち出されて使用することはできない。アドバイザリーオピニオンの請求は書面で行わなければならない、装置、その使用法、(もしあれば) 物品又は関連する技術資料の機密分類、並びに関係する国又は国々について詳細に要点を述べなければならない。書状の原本及びコピー7部が、当該防衛物品又は防衛役務に関して適切に記述した情報のコピー7部とともに提出されなければならない。

(b) 関連した認可

防衛取引管理部は、本節の (a) 項で示される手続きに従って、且つ、本副章のすべての他の関連する要求事項を条件として、米国の輸出予定者により請求されたアドバイザリーオピニオンの対象となっていた取引又は防衛取引管理部自身の発議の双方に対して、必要に応じて輸出の認可を与えることができる。

上記の発議には、防衛取引管理部が特別な認可が適切と考えるパイロットプログラム又は特に今後予想される状況を対象とすることができる。

(c) ITAR の解釈

いかなる者も本副章で示される要求事項についての解釈を、アドバイザーオピニオンの形態で、請求することができるアドバイザーオピニオンを求める請求は、書面で行わなければならない。本項のもとに防衛取引管理局により与えられるアドバイザーオピニオンへの返答は、輸出の認可ではあらず、また、国務省がそのような認可を与えたり、拒絶することを拘束しないものとする。

§ 126.10 情報の開示

(a) 情報の自由使用权。

本編の副章 R には、国務省の情報及び記録の一般への入手可能性に関する規則を含んでいる。副章 R の条項は、防衛取引管理部によるこのような開示に適用される。

(b) 法律で要求される裁定

武器輸出管理法 (22 U.S.C. 2778) の § 38(e) は、輸出管理法 (50 U.S.C. 2411) § 12(c) への参照により、輸出許可申請書を考慮する目的で取得された情報、又は輸出許可申請書に関する情報は、一般への開示を差し控えなければならない (ただし、そのような情報の公表が国益に適合していると国務長官が裁定した場合を除く) ことを規定している。さらに、武器輸出管理法 (22 U.S.C. 2778) の § 38(e) は、輸出許可が本節のもとに発行される国名並びに防衛物品の種類及び数量は、一般への開示を差し控えてはならない (ただし、そのような情報の公表が国益に反するとの特定の裁定が行われた場合を除く) ことを規定している。§ 38(e) で要求される上記の裁定は、政治軍事担当国務次官補により行われるものとする。

(c) § 130 のもとに必要とされる情報。

本副章の § 130 には、本章で定める情報の開示に関する特定の条項が含まれている。

(d) 国益の裁定。

武器輸出管理法 (22 U.S.C. 2778(e)) の § 38(e) に従って、国務長官は以下の開示が米国の国益のためになると裁定した :

- (1) 法の執行又は規制の目的で、外国政府に情報を提供すること ; 並びに
- (2) 多国間又は二国間の輸出レジーム (例えば、ミサイル技術規制レジーム、オーストラリアグループ及びワッセナーアレンジメント) との関連で、外国政府及び米国政府の他の機関に情報を提供すること。

§ 126.11 他の法律の条項との関係

本副章における条項は、他の法律又は規則の条項に付加されるものであって、それらに代わるものではない。例えば、米国における火器の販売は、1968 年制定の銃器規制法及び司法省によって執行される規則の条項の対象であることに変わりはない。退役軍人が外国政府のために防衛役務を実行することは、本編の § 3a に基づく同意を必要とすることに変わりはない。防衛物品を輸出しようとする者又は防衛役務を提供しようとする者は、本副章の要求事項を満たすことが、他の法律の要求事項の一つを取り除くものと決めてかかってはならない。

§ 126.12 効力の継続

1954 年制定の相互安全保障法 (改正された場合はその改正版) の § 414 に従って、又は本副章の従前の条項のもとに国務省によって発行、認可、同意又は締結されたすべての決定、認可、輸出許可、契約の承認及びその他の措置は、国務省により変更、取消し若しくは停止されるまで又は変更、取消し若しくは停止されない限り、有効に存続し、効力を有し続ける。

§ 126.13 必要とされる情報

(a) 輸出許可のすべての申請書 (DSP-5、DSP-61、DSP-73 及び DSP-85)、本副章の § 124 のもとでの契約及びその修正契約の認可を求めるすべての請求、並びに書面による認可を求めるすべての請求には、下記を記述した防衛取引管理部宛の書状であって、申請者により権限を与えられた責任のある役員により署名されたものを添付しなければならない：

- (1) 申請者又は最高経営責任者、社長、副社長、秘書、共同経営者、取締役、その他の上級役員又は役員（例えば、経理担当役員、財務担当役員、法務担当役員）並びに取締役会の構成員が、本副章の § 120.27 で列挙される米国のいずれかの刑事制定法に違反で、起訴されているか否か、若しくはその他の形態で告発されたか否か（例えば、基礎の代わりに犯罪情報によって）、若しくは有罪判決を受けたか否か；
- (2) 申請者又は最高経営責任者、社長、副社長、秘書、共同経営者、取締役、その他の上級役員又は役員（例えば、経理担当役員、財務担当役員、法務担当役員）並びに取締役会の構成員が、米国政府のいずれかの機関と契約すること、又はいずれかの機関から防衛物品若しくは防衛役務の輸出の許可若しくはその他の認可を受けることについての資格がないか否か；
- (3) 申請者の知る限りにおいて、§ 126.7(e) で特定されるいずれかの輸出当事者が、本副章の § 120.27 で列挙される米国のいずれかの刑事制定法のいずれかに違反の有罪判決を受けたか否か、或いは米国政府のいずれかの機関と契約すること、又はいずれかの機関から防衛物品若しくは防衛役務を一時的に輸入若しくは輸出するための輸出許可若しくはその他の認可を受けることについての資格がないか否か；並びに
- (4) 申請書、届出書又はその他の認可要求（本副節により必要とされる申告書を含む）に署名する自然人が、米国の市民若しくは国民であるか否か、移民及び国籍法 (8 U.S.C. 1101(a)(20), 60 Stat. 163) (改正された場合はその改正版) のもとに永住のために米国への入国が合法的に許可され、且つ、その永住権を維持しているか否か、或いは米国内に所在する外国政府団体の職員であるか否か。

(b) それに加えて、輸出許可のすべての申請書には、当該取引において関わっているすべての米国の荷送人及び運送業者、並びにすべての外国の荷受人及び外国の中間荷受人の完全な名前及び所在地を盛り込まなければならない。

米国税関国境警備局港湾局長及び国防総省の通達当局は、輸出許可証にリストされた米国の荷送人又は運送業者のみが、その輸出許可証にリストされた外国の荷受人及び外国の中間荷受人に向けてのみ、且つ、輸出許可証のもとに出荷を行うことを許可する。申請者は、上記の運送業者のリストが完全であることを保証し、輸出許可証が認可された後に修正が必要となることを避けるため、輸出許可証のもとに出荷にかかわる可能性があるすべての運送事業者をリストしなければならない。すべての米国の荷送人及び運送業者並びにすべての外国の荷受人及び外国の中間荷受人を明確に特定するのを妨げる異常な状況や特別な事情がある場合、申請者は、それぞれの申請書に添えて説明の書状を提出しなければならない。

(c) 外国の自然人が機密文書保管施設に雇用されているか配属されている場合、申請者による技術管理プログラムの提供が、処理手続きを容易にするであろう。

§ 126.14 NATO、オーストラリア及び日本に対する特別包括輸出許可

(a) 包括許可

NATO 加盟国、オーストラリア、日本及びスウェーデンに関して、防衛取引管理部は本節の (a) 及び (b) 項で定める包括許可について、商業輸出努力の全パラメータ（必要とする防衛品目の輸出を含む）が、事前に良く予期され、かつ説明することができ、これによってこのような包括許可の使用を適切なものとする状況において、与えることができる。

(1) 主要プロジェクトの許可

NATO 加盟国、オーストラリア、日本及びスウェーデンに関して、防衛取引管理部は、境界範囲が明らかで商業的に開発された“主要プロジェクト”について、米国で登録された輸出者本人／主契約者が、商業プロジェクトの広範囲なパラメータ（必要とする防衛物品の輸出を含む）、その他の参画者（例えば、彼らが“協力している”輸出者若しくは下請け業者）、並びに外国政府の最終需要者を前もって

特定している場合、包括許可を与えることができる。この包括許可を受けることができるプロジェクトには、外国政府のための主要兵器システムの商業的輸出であって、例えば、防衛物品を外国政府の要求に合致するように設計、開発及び製造する商業的なチーミング契約のもとに複数の米国のサプライヤーを関与させるものを含むことができる。この包括許可を求める米国の輸出者は、プロジェクトの範囲に関する詳細な情報（他の輸出者、米国の下請け業者、並びに防衛物品、防衛役務及び技術資料の計画された輸出（再輸出を含む）を含む）を提出しなければならない。また、本節の(b)項で示される他の要求事項を満たさなければならない。

(2) 主要プログラムの許可

NATO 加盟国、オーストラリア、日本及びスウェーデンに関して、防衛取引管理部は、境界範囲が明らかで商業的に開発された“主要プログラム”について、包括許可を与えることができる。この異形の包括許可は、米国で登録された単一の輸出者が、その登録者が必要な支援のあらゆるフェーズ（必要なハードウェア、技術資料、防衛役務、開発、製造及びロジスティックの支援を含む）を提供する広範囲の商業的プログラムのパラメータを前もって明確にしている場合、適用できる。この包括許可をを求める米国の輸出者は、プログラムの範囲に関する詳細な情報（防衛物品、防衛役務及び技術資料の計画された輸出（再輸出を含む）を含む）を提出しなければならない。また、本節の(b)項で示される他の要求事項を満たさなければならない。

(3) (i) グローバルプロジェクトの許可

NATO 加盟国、オーストラリア、日本及びスウェーデンに関して、防衛取引管理部は、上記の国々の一国との政府間協力プロジェクト（米国政府と上記の国の政府との間の協定、又は国防総省と上記の国の防衛省との間の合意に関する了解覚書／協定覚書に基づいて着手された研究開発又は製造を対象とするプロジェクト）を支援する防衛品目、技術資料又は防衛役務の輸出について、米国で登録された輸出者に、包括的な“グローバルプロジェクトの許可”を与えることができる。

(i) 上記の協力プロジェクトの MOU[了解覚書]で対象とする活動の幅及びフェーズから導き出され、且つこれらに対応する一連の標準的な条件が、当該協力プロジェクトに参画しているとして米国防総省により特定されたすべての米国の輸出者（及び外国の最終需要者）に対して、この包括許可の根拠を与える。上記の包括許可は、当該プログラムを支援する広範囲の明確に定められた活動（長期間にわたる防衛物品の複数の出荷、技術資料の複数の出荷及び防衛役務の実施、並びに許可された最終需要者への再輸出を含む）を対象とすることができる。

(ii) 適切な最終需要者は、MOU[了解覚書]に署名した国々の防衛省及び当該国の契約者の役目を果たしている外国企業に限定される。

(iv) 外国政府からの非移転使用誓約書についての要求事項は、当該協定又は MOU[了解覚書]が外国政府に関して DSP-83 により要求されているのに相当する保証であって、当該政府がそのすべての参画企業に対して責任を引き受けることを明らかにする保証を含む場合、協力協定の当該政府による署名、又は協力の MOU[了解覚書]/MOA[協定覚書]の防衛省による署名によって、満たされるものとみなすことができる。正当と認められる非政府系の参画者又は最終需要者（例えば、参画している政府の契約者）についても、DSP-83 に署名することが要求される。

(4) 買収、チーミング契約、合併、合併の認可を支援する技術資料。

NATO 加盟国、オーストラリア、日本及びスウェーデンに関して、防衛取引管理部は、米国で登録された防衛関連企業に対して、予期される外国のパートナーとのチーミング契約、合併、合併、買収又は同様の取決めの締結についての米国の輸出者の考慮を支援する技術資料の輸出に包括許可を与えることができる。特に、この包括許可は、上記の予期される取決めによってもたらされる利益、機会及びその他の関連する考慮すべき事柄について十分に掘り下げた評価を一層良く促進するため、広く明確に定められた一連の技術資料の、NATO 加盟国、オーストラリア、日本又はスウェーデンに所在する適切に設立された資格を有する外国の防衛関連企業への輸出を許可することを意図している。この包括許可をを求める米国の輸出者は、計画された防衛物品、防衛役務及び技術資料の輸出を含む契約、合併、合併又は買収に関する詳細な情報を提出しなければならない。また、本節の(b)項で示される他の要求事項を満たさなければならない。

(b) 包括許可に関する規定及び要求事項

本節の(a)項で示される特別包括許可の請求は、書状により防衛取引管理部宛に提出しなければならない。

い。商業的な主要プログラム若しくは主要プロジェクト、又はチーミング契約、合併、合弁若しくは買収をサポートする技術資料に関して、米国で登録された輸出者は、本節の(a)項で示される或いは§ 126.9(b)に基づく利用可能な包括許可の適用可否及びその取得について、防衛取引管理担当国務副次官補に相談することができる。

- (1) 上記のすべての包括許可の審査を求める請求は、本節の(a)項で示される包括許可のうちの一つに対応するために系統立てて記述しなければならない、さらに以下の内容を含めなければならない：
 - (i) 申請されるプログラム又はプロジェクトの説明(必要に応じて、すべてのフェーズ又は段階の広範囲の説明を含む)；並びに
 - (ii) その価額；並びに
 - (iii) 当該プログラム又はプロジェクトの支援に必要な輸出形態；並びに
 - (iv) 許容限度内における上記の計画期間；並びに
 - (v) 当該プログラム又はプロジェクトのあらゆるフェーズの記録保管及び監査についての輸出者の計画の説明；並びに
 - (vi) 政府間協力プロジェクトを支援する輸出許可の場合には、その協力プロジェクトの特定。
- (2) 請求された包括許可に対する修正は、必要に応じて書面で請求することができ、修正について申請される活動面の詳細な説明を含めなければならない。
- (3) 本節の(a)項で示される包括許可は、商業的な主要プログラム若しくは主要プロジェクト又は協力プロジェクトの期間(10年以内)において有効なものとすることができる。
- (4) 上記の包括許可のために必要とされる基準には、§ 124で示されるもの(例えば、§ 124.7、§ 124.8及び§ 124.9)、並びに§ 125.4(契約を推進するために輸出される技術資料)及び§ 123.16(契約に含まれるハードウェア)が含まれる。必要とされる条項として、ITARの§ 123.15及び§ 124.11における連邦議会への届出要求事項についても考慮に入れられる。特に、価額の変更又はその他の重要な修正に関して法律により必要とされるものなどの追加的な届出とともに、主要プログラム、主要プロジェクト又は協力プロジェクトに関する広範囲のパラメータに対応する包括的な連邦議会への届出ができるようにしなければならない。
- (5) すべての包括許可は、ITARの他のすべての適用される要求事項(非移転使用誓約書の要求事項(§ 123.10及び§ 124.10を参照のこと)連邦議会への届出要求事項(例えば、§ 123.15及び§ 124.11)並びにその他文書に関する要求事項(例えば、§ 123.9及び§ 126.13)を含む)と整合性がとれたものとする。
- (6) 特別監査及び報告要求事項がこれらの包括許可についても必要とされる。特別包括許可を利用する輸出者は、輸出されたすべての防衛物品、防衛役務及び技術資料の記録を保管するための電子システムを確立し、決められた期間内に出荷情報又は輸出情報を提出することに関して適用されるすべての要求事項に従うことが要求される。

§ 126.15 オーストラリア又は英国への防衛物品及び防衛役務の輸出許可申請の迅速処理

- (a) オーストラリア又は英国への防衛物品又は役務の輸出の認可のために提出された申請書は、国防総省と協議のうえ、国務省により迅速に処理される。この輸出許可申請書は、防衛物品又は防衛役務が機密扱いのもの若しくは例外的な状況があてはまる場合を除き、他の連邦政府省庁又は機関には照会されない。(Pub. L. 108. 375の§ 1225を参照のこと)。
- (b) 本節の(a)項における迅速処理が適格であるためには、輸出予定の仕向地がオーストラリア又は英国に限定されなければならない。他のいかなる国も、中間的又は最終的な最終需要者として含まれてはならない。

§ 126.16 米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約に基づく除外条項

- (a) 除外条項の範囲及び必要とされる条件
 - (1) 定義
 - (i) 本節のみでいうところにおいて、輸出とは、米国の防衛産官共同体からオーストラリアの防衛産官共同体への防衛物品又は防衛役務の最初の移動をいう。
 - (ii) 本節のみでいうところにおいて、移転とは、すでに輸出された防衛物品又は防衛役務の移動で

あって、オーストラリアの防衛産官共同体のメンバーによるオーストラリアの防衛産官共同体内で行われるもの、又は米国の防衛産官共同体のメンバーとオーストラリアの防衛産官共同体のメンバー間で行われるものをいう。

(iii) 再輸出及び移転

(A) 本節のみでいうところにおいて、再輸出とは、オーストラリアの防衛産官共同体からオーストラリア領域外の場所へのオーストラリアの防衛産官共同体のメンバーによる以前輸出された防衛物品の移動をいう。

(B) 本節のみでいうところにおいて、再移転とは、オーストラリアの防衛産官共同体からオーストラリア領域内の場所へのオーストラリアの防衛産官共同体のメンバーによる以前輸出された防衛物品の移動をいう。

(iv) 本節でいうところにおいて、中間荷受人とは、認可された防衛産官共同体のメンバー（本節の(k)項を参照のこと）へのこれからの移動を果たすことを唯一の目的として、防衛物品（技術資料を含む）を受け取るが、それにはアクセスしない事業者又は個人をいう。

(2) 防衛物品又は防衛役務を輸出又は移転する個人又は事業者は、その個人又は事業者が本節で示される規則を順守する場合、または団体が本節で示される規則に従うならば、本項が適用できなければ適用される輸出許可要求事項を除外される。本副章の § 126 付則 1 で定めるものを除いて、米国税関国境警備局港湾局長及び郵便局長は、本副章の § 126 付則 1 にリストされている防衛物品及び防衛役務の、米国の防衛産官共同体のメンバーからオーストラリアの防衛産官共同体のメンバー（オーストラリアの防衛産官共同体のメンバーの特定に関して本節の(d)項を参照のこと）への永続的及び一時的な輸出について、輸出許可がなくても、許可するものとする。本節の目的は、米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約に基づく防衛物品又は防衛役務の輸出、移転、再輸出、又はその他の形態の処分に対する要求事項を明確に定めることである。すべての者は、防衛物品及び防衛役務の輸入又は防衛物品の所有若しくは移転に関して、本副章の範囲外の立法上及び規制上の要求事項（限定されるものではないが、米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約では影響を受けない、27 CFR § 447、§ 478、及び § 479 に基づいてアルコール・タバコ・火器及び爆発物取締局により発行された規則を含む）を順守し続けなければならない。

(3) 輸出

輸出者が、米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約に従って防衛物品又は防衛役務を輸出するために、以下のすべての条件が満たされなければならない：

(i) 輸出者は防衛取引管理部（DDTC）に登録されなければならないが、かつ、武器輸出管理法、本副章、及び米国のその他の条項の要求事項及び禁止事項に従って、制限なしに米国政府のいずれかの機関から輸出許可（又はその他の形態の輸出の認可）を取得することが適格でなければならない（特別な要求事項について本節の(b)項及び(c)項を参照のこと）；

(ii) 輸出品の受取人は、オーストラリアの防衛産官共同体のメンバーでなければならない（オーストラリアの防衛産官共同体のメンバーの特定に関して本節の(d)項を参照のこと）。上記の会員資格が不適格となるオーストラリアの非政府団体及び施設は、オーストラリアの防衛産官共同体から抹消される；

(iii) 輸出に関係する中間荷受人は、武器輸出管理法、本副章、及び米国のその他の条項の要求事項及び禁止事項に従って、制限なしに防衛物品又は防衛役務を取り扱うこと又は受け取ることが適格でなければならない（特別な要求事項について本節の(k)項を参照のこと）；

(iv) 輸出は、米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約及び米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約に基づいて米国政府とオーストラリア政府により相互に合意されたもの並びにそれらに対する実施取極（オーストラリア実施取極）で指定される最終用途のためのものでなければならない（是認される最終用途に関して本節の(e)項及び(f)項を参照のこと）；

(v) 防衛物品又は防衛役務は、米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約の適用範囲から除外されない（この除外条項に基づく輸出から除外される品目の範囲に関する特定の情報について本節の(g)項及び本副章の § 126 の § 126 付則 1 を参照のこと）、また、少なくとも 'Restricted USML' [部外秘の USML] として標示又は識別される（輸出品の標示に関する特定の要求事項について本節の(j)項を参照のこと）；

(vi) 上記の輸出のすべての必要書類は、輸出者及び受取人によって保持され、米国政府の請求があ

り次第、利用できるようにしなければならない（特定の要求事項について、本節の(l)項を参照のこと）；並びに

(vii) 国務省は、必要に応じて、本節に従って議会に事前通告を提出した（特定の要求事項について、本節の(o)項を参照のこと）。

(4) 移転

認可された防衛産官共同体（すなわち、米国の防衛産官共同体及びオーストラリアの防衛産官共同体）のメンバーが、その防衛貿易協力条約に基づいて、認可された防衛産官共同体内で防衛物品又は防衛役務移転するために、以下の条件のすべてが満たされなければならない：

(i) 防衛物品又は防衛役務は、本節の(a)(3)項に従って以前に輸出されたものであるか、本節の(i)項に従って輸出許可若しくはその他の認可から移行されたものでなければならない；

(ii) 防衛物品又は防衛役務の譲渡人及び被譲渡人は、オーストラリアの防衛産官共同体のメンバー（オーストラリアの防衛産官共同体のメンバーの特定に関して、本節の(d)項を参照のこと）又は米国の防衛産官共同体のメンバー（米国の防衛産官共同体／認可された輸出者に関する情報について、本節の(b)項を参照のこと）；

(iii) この移転は、米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約及び米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約の条件に基づいて米国政府とオーストラリア政府により相互に合意されたもの並びにオーストラリア実施取極で指定される最終用途のために必要なものでなければならない（認可された最終用途に関して本節の(e)項及び(f)項を参照のこと）；

(iv) 防衛物品又は防衛役務は、この除外条項に基づく輸出には適用できないものとして本節の(g)項及び本副章の § 126 の § 126 付則 1 で特定されていないものであって、また、少なくとも”Restricted USML”[部外秘の USML]として標示又はその他の形態で識別されていること（輸出品の標示に関する特定の要求事項について本節の(j)項を参照のこと）；

(v) 上記の移転のすべての必要書類は、譲渡者及び被譲渡人によって保持され、米国政府の請求があり次第、利用できるようにしなければならない（特定の要求事項について、本節の(l)項を参照のこと）；並びに

(vi) 国務省は、本節に従って議会に事前通告を提出した（特定の要求事項について、本節の(o)項を参照のこと）。

(5) 本節は、米国の対外有償軍事援助プログラムに基づいて米国からの防衛物品又は防衛役務の輸出には適用されない。一旦上記の品目がオーストラリア政府に引き渡された場合、それらがその条約に基づいて輸出されたように取り扱うことができ、そして、その条約、オーストラリア実施取極、及び本節の条項に従って、標示、識別、伝達、貯蔵、及び取扱いがされなければならない。

(b) 米国の防衛産官共同体

以下に該当する者は、米国の防衛産官共同体を構成し、米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約に基づいて防衛物品及び防衛役務の輸出又は移転を行うことができる：

(1) 米国政府の省庁及び機関（それらの職員であって、必要に応じて、それぞれに見合った機密情報にアクセスする権限及び必知事項を有して公的な立場で行動するものを含む）；並びに

(2) DDTC に登録された非政府系の米国人であって、武器輸出管理法、本副章、及び米国法のその他の条項の要求事項及び禁止事項に従って、制限なしに米国政府のいずれかの機関から輸出許可（又はその他の形態の輸出の認可）を取得することが適格である者（それらの被雇用者であって、必要に応じて、それぞれに見合った機密情報にアクセスする権限及び必知事項を有して公的な立場で行動するものを含む）。

(c) 輸出者（上記以外で、本節の(b)項に基づいて認可された輸出者）は、輸出者の社長、経営最高責任者、副社長、その他の上級役員若しくは役員（例えば、経理担当役員、財務担当役員、法務担当役員）、輸出者の責任者の取締役会の構成員、当該輸出の関係者；又はいずれかの供給元若しくはメーカーが米国政府のいずれかの機関から輸出許可（若しくはその他の形態の輸出認可）を受けることが不適格である場合、米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約に基づく輸出又は移転を行ってはならない。

(d) オーストラリアの防衛産官共同体

本節によって規定される除外条項でいうところにおいて、オーストラリアの防衛産官共同体は、以下のものからなる：

- (1) 本節に基づく取引の時点で DDTC のウェブサイトにより承認された防衛産官共同体のメンバーとして特定されている団体を持つオーストラリア政府の公的機関；並びに
- (2) 本節に基づく取引の時点で DDTC のウェブサイトにより承認済のメンバーとして特定されているオーストラリアの非政府団体及び施設；上記の会員資格が不適格となるオーストラリアの非政府団体及び施設は、オーストラリアの防衛産官共同体から抹消される。

(e) 認可される最終用途

以下の最終用途（本節の (f) 項の対象となるもの）は、米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約において指定されている：

- (1) 米国とオーストラリアの合同軍事作戦若しくはテロ対策作戦；
- (2) 米国とオーストラリアの協調的安全保障防衛研究、開発、生産、及び支援プログラム；
- (3) 相互に決定した特別安全保障及び防衛プロジェクトであって、オーストラリア政府が最終需要者であるもの；又は
- (4) 米国政府の最終用途。

(f) 本節の (e) 項に基づいて認可された最終用途を特定する手順：

- (1) 公的に確認することができる作戦、プログラム、及びプロジェクトは、DDTC のウェブサイトで公表される；
- (2) 公的に確認することができない作戦、プログラム、及びプロジェクトは、DDTC から書面による連絡文で確認される；又は
- (3) 米国政府の最終用途は、この条約に基づいて適格である米国政府の契約書若しくは約定において明確に特定される。
- (4) この除外条項に対しては、その他のいかなる作戦、プログラム、プロジェクト、若しくは最終用途も適格ではない。

(g) 本節のもとで適格な品目

本副章の § 126 の § 126 付則 1 にリストされる品目を除いて、防衛物品及び防衛役務は、以下を条件として、本節に基づいて輸出することができる：

- (1) 本節の (b) (2) 項に基づいて認可された輸出者は、その輸出者が同一の種類防衛物品を外国人に輸出すること（本副章の § 120.17 で定義されている）が DDTC により許可された場合であって、その物品の最終用途が本節の (e) 項で特定される最終用途のためのものである場合、オーストラリアの防衛産官共同体のメンバーにその防衛物品を販売することができる。
- (2) 米国政府の指示で行われる不正加工対策基準の存在に固有の防衛物品（すなわち、不正加工対策基準の存在又は詳細を明らかにするもの）の輸出は、常に DDTC からの書面による事前の認可が必要である。
- (3) 米国原産の機密扱いの防衛物品又は防衛役務は、国防総省からの書面による要請、支持、又は契約（機密扱いの一以上の防衛物品又は一以上の防衛役務の輸出について規定するもの）に基づいてのみ輸出することができる。
- (4) 米国国防総省のマイルストーン認可当局から書面によるマイルストーン B の認可を受けていない開発段階にあるシステムに固有の米国原産の防衛物品は、その輸出が本節の (e) (1) 項、(e) (2) 項、又は (e) (4) 項のもとに特定される最終用途に対して国防総省により発行又は与えられた書面による約定又は契約に基づいていない限り、輸出することが適格ではない。
- (5) 本節の (g) 項又は本副章の § 126 付則 1 により除外される防衛物品（例えば、注 2 で除外される USML のカテゴリー XI (a) (3) の電子走査型アレイレーダー）であって、本節のもとに出荷が適格である、より大規模なシステム（例えば、船舶、航空機）に組み込まれているものは、本副章に基づいて、その組み込まれた防衛物品に設定された制限事項を別個に順守しなければならない。輸出者は、上記の組み込まれた防衛物品の輸出について DDTC から輸出許可又はその他の認可を取得しなければならない（例えば、本節から除外される USML のカテゴリー XI (a) (3) の電子走査型アレイレーダー装置であ

て、本節のもとに出荷が適格である航空機に組み込まれているものは、輸出、移転、再輸出、又は再移転を行うには、依然として DDTC からの認可が必要である)。

- (6) 本節に基づいて実施される輸出という理由で、民有の特許権又は所有権（国内若しくは外国を問わない）の可能性のある侵害に関連して、米国政府に対していかなる責任も負われないし属されないものとする。
- (7) 米国政府を通して行われる輸出者による販売は、米国政府がロイヤリティーフリーのライセンスを保有している特許権に対する使用料、又は使用権を持っており、他の者に開示する情報、パブリックドメイン [だれでも許可なく使用できる状態] にある情報、若しくは米国政府が他の者へのその使用及び開示に対して制限なしに取得したもの若しくは取得する権利を持っている情報に対する使用料のいずれも含めてはならない。

(h) 移転、再移転、及び再輸出

- (1) オーストラリアの防衛産官共同体（防衛産官共同体の特定に関する特別な情報について、本節の (d) 項を参照のこと）のメンバーによる他のオーストラリアの防衛産官共同体又は米国の防衛産官共同体のメンバーへのこの除外条項で是認される最終用途（是認される最終用途に関して本節の (e) 項及び (f) 項を参照のこと）のための、本副章の § 126 付則 1 で除外されない防衛物品又は防衛役務の移転は、この除外条項に基づいて是認される。
- (2) 本節により規定される除外条項により是認されない最終用途のための防衛物品又は防衛役務の移転又はその他の提供は、DDTC の輸出許可又は事前の書面による認可がなければ禁止される（是認される最終用途に関して本節の (e) 項及び (f) 項を参照のこと）。
- (3) オーストラリアの防衛産官共同体のメンバーによるオーストラリアの防衛産官共同体ではない外国人又は米国の防衛産官共同体のメンバーではない米国人への防衛物品又は防衛役務の再移転又は再輸出、又はその他の提供は、DDTC の輸出許可又は事前の書面による認可がなければ禁止される（オーストラリアの防衛産官共同体の特定に関する特別な情報について本節の (d) 項を参照のこと）。
- (4) この除外条項に基づき外国人（オーストラリアの防衛産官共同体のメンバーを含む）により以前に輸出、移転、又は取得された防衛物品又は防衛役務の使用における、この除外条項で是認されない最終用途への変更は、DDTC の輸出許可又はその他の書面による認可がなければ、禁止される（是認される最終用途に関して本節の (e) 項及び (f) 項を参照のこと）。
- (5) 米国政府の上記の認可を必要とする再移転、再輸出、又は最終用途における変更は、本副章の § 123.9 に従って行わなければならない。
- (6) 本節の (g) 項又は本副章の § 126 付則 1 により除外される防衛物品（例えば、USML のカテゴリー XI (a) (3) の電子走査型アレイレーダー装置）であって、本節のもとに出荷が適格である、より大規模なシステム（例えば、船舶、航空機）に組み込まれているものは、別途指定されない限り、その組み込まれた防衛物品に設定された制限事項を別個に順守しなければならない。上記の組み込まれた防衛物品の輸出、移転、再輸出、再移転、又は最終用途における変更について DDTC から輸出許可又はその他の認可を取得しなければならない（例えば、本副章の § 126 付則 1 の注 2 により本節から除外される USML のカテゴリー XI (a) (3) の電子走査型アレイレーダー装置であって、本節のもとに出荷が適格である航空機に組み込まれているものは、それらの輸出、移転、再輸出、又は再移転を行うには、依然として DDTC からの別個の認可が必要である）。
- (7) 次のいずれかに該当する場合、本節に基づいて輸出された防衛物品又は防衛役務の移転、再移転、又は再輸出に対して DDTC からの輸出許可又は事前の認可は不要である：
 - (i) 防衛物品又は防衛役務の移転が、米国の防衛産官共同体のメンバーにより、オーストラリアの領土外に配備され、是認される最終用途（是認される最終用途に関して本節の (e) 項及び (f) 項を参照のこと）に従事するオーストラリアの国防省 (ADOD) の部隊に対して、ADOD の輸送チャネル若しくは本節の条項を使用して行われる場合；

（注：本節の (h) (7) (i) 項から (h) (7) (iv) 項でいうところにおいて、オーストラリア実施取極の第 9 節 (9) によると、“ADOD の輸送チャネル”には、防衛物品の電子的な伝送及び ADOD の契約運送業者若しくは輸送業者であって、この場合において防衛物品を単に輸送したり、輸送を手配するものによる防衛物品の輸送が含まれる）；
 - (ii) 防衛物品又は防衛役務の移転が、米国の防衛産官共同体により、認可された防衛産官共同体の

メンバー（米国又はオーストラリアのいずれか）であって、オーストラリアの領土外に配備され、是認される最終用途（是認される最終用途に関して本節の(e)項及び(f)項を参照のこと）に従事する ADOD の部隊を直接的に支援する活動をしている者に対して、ADOD の輸送チャンネル若しくは本節の条項を使用して行われる場合；

(iii) 再輸出が、オーストラリアの防衛産官共同体のメンバーによりオーストラリアの領土外に配備され、是認される最終用途（是認される最終用途に関して本節の(e)項及び(f)項を参照のこと）に従事する ADOD の部隊に対して、ADOD の輸送チャンネル若しくは本節の条項を使用して行われる場合；

(iv) 再輸出が、オーストラリアの防衛産官共同体のメンバーにより認可された防衛産官共同体のメンバー（米国又はオーストラリアのいずれか）であって、オーストラリアの領土外に配備され、是認される最終用途（是認される最終用途に関して本節の(e)項及び(f)項を参照のこと）に従事する ADOD の部隊を直接的に支援する活動をしている者に対して、ADOD の輸送チャンネル若しくは本節の条項を使用して行われる場合；又は

(v) 防衛物品若しくは防衛役務が、是認される最終用途（是認される最終用途に関して本節の(e)項及び(f)項を参照のこと）に従事する ADOD に引き渡される場合；ADOD がオーストラリア領土の内外国で公的職務を実施する場合、必要に応じてその品目を配備することができる。その品目は、配備されている間、ADOD の有効な管理のもとにとどめなければならない。その品目へのアクセスは認可されていない第三者に提供されてはならない。

(8) 本副章の § 122 に基づいて登録された米国人又は登録されることを必要とする米国人及びオーストラリアの防衛産官共同体のメンバーは、この除外条項のもとに最初に輸出された米国軍需品リストに掲げる防衛物品又は防衛役務の、本副章の § 126.1 にリストされるいずれかの国又はその国に代わって行動する者への実際の又は計画された販売、再移転、又は再輸出（米国内米国外を問わない）について DDTC に直ちにと届け出なければならない。上記の計画された又は実際の販売、再輸出、又は再移転を知っている者又は知るべき根拠を有している者は、その情報を防衛取引管理部の防衛取引規制順守室に書面で提出しなければならない。

(i) 移行

(1) 米国国務省の輸出許可又はその他の認可に基づく防衛物品の以前の輸出は、依然として当初の輸出許可又は認可の条件及び制限事項の対象である（DDTC が本節への移行を書面で認可した場合を除く）。

(2) 米国の輸出者が既存の輸出許可又はその他の認可から本節の条項の使用への移行を望む場合、以下のことが必要である：

(i) 米国の輸出者は、DDTC に書面による請求を提出しなければならない。この請求では、移行される防衛物品又は防衛役務、最初に防衛物品又は防衛役務が輸出された根拠となった既存の輸出許可又はその他の認可、並びにその防衛物品又は防衛役務が使用されるこの条約が適格な最終用途を特定しなければならない。米国税関国境警備局に提出されたすべての輸出許可証は、輸出者がその一以上の輸出許可を使用するのをやめること及び本節に移行することについて DDTC から認可を受け取るまで、ファイルし続けなければならない。この認可が DDTC によって米国税関国境警備局に伝えられた場合、その一以上の輸出許可証は、本副章の § 123.22(c) における失効した輸出許可証の返還に対する現行の手続きに従って米国税関国境警備局により DDTC に返還される。

(ii) 米国税関国境警備局に提出されない一以上の輸出許可証は、一以上の輸出許可証を返還する理由に、本節への移行することの DDTC による認可を挙げた書状を添付して、DDTC に返還されなければならない。

(3) オーストラリアの防衛産官共同体のメンバーが、既存の輸出許可又はその他の認可に基づいて受け取られた防衛物品を、この条約に基づいて制定された手続きへの移行を求める場合、そのオーストラリアの防衛産官共同体のメンバーはオーストラリア政府に書面による請求を提出しなければならない。オーストラリア政府は、審査及び承認の請求を DDTC に提出する。その防衛物品又は防衛役務は、オーストラリアの防衛産官共同体のメンバーがオーストラリア政府を通して DDTC から認可を受けるまで、依然として既存の輸出許可又はその他の認可の条件及び制限事項の対象としなければならない。

(4) 本節の(b)(2)項で特定される認可された輸出者であって、本副章の § 126 付則 1 において除外される品目のリストに引き続き置かれた防衛物品又は防衛役務を輸出した者は、そのような削除を公示す

る関連の官報の通告における要求事項をチェックし、厳守しなければならない。一旦削除された場合、その防衛物品又は防衛役務は、今後は本節の対象ではなくなり、以前に輸出されたそのような防衛物品又は防衛役務は、適用される官報が違ったふうに告示しない限り、依然として米国軍需品リストに掲げられ、本副章の要求事項の対象となる。以降の再輸出又は再移転は、本副章の § 123.9 に従って行わなければならない。

- (5) 輸出許可又はその他の認可から本節に基づく取扱いに移行した防衛物品又は防衛役務は、本節の (j) 項の要求事項に従って標示されなければならない。

(j) 輸出品の標示

- (1) 米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約及び本節に基づいて輸出又は移行されるすべての防衛物品及び防衛役務は、移動の前に以下の通り標示又は識別しなければならない：

(i) 機密扱いの防衛物品及び防衛役務について、標準的な標示又は識別は、“//CLASSIFICATION LEVEL [機密レベル] USML// REL AUS and USA Treaty Community//”と示さなければならない。例えば、SECRET [機密] に分類された防衛物品については、標示又は識別は、“//SECRET USML//REL AUS and USA Treaty Community//”としなければならない。

(ii) 本節に基づいて輸出又は移行される機密扱いでない防衛物品及び防衛役務は、オーストラリア国内にある間において、“Restricted [部外秘] USML”として取扱い、標準的な標示又は識別は、“//RESTRICTED USML//REL AUS and USA Treaty Community//”と示さなければならない。

- (2) 米国原産の防衛物品が本節の (b) 項で特定される米国の防衛産官共同体のメンバーに返送される場合、本節の (j) (1) (ii) 項に基づいて“//RESTRICTED USML//REL AUS and USA Treaty Community//”として標示又は識別された防衛物品は、機密扱いでないものとみなされ、その標示又は識別は取り除かれなければならない；並びに

- (3) 標準的な標示及び識別要求事項は、以下の通りである：

(i) 防衛物品（技術資料を除く）は、本節の (j) (1) 項及び (j) (2) 項で詳述される適切な識別で個々に標識されなければならない；又は上記の標識が実施不可能な場合（例えば、推進薬、化学剤）、本節の (j) (1) (i) 項及び (j) (1) (ii) 項で詳述される適切な標示をつけた防衛物品を明確に関連する契約書若しくはインボイス等の書類を添付しなければならない；

(ii) 技術資料（データパッケージ、技術論文、マニュアル、プレゼンテーション資料、仕様書、ガイド及び報告書を含む）は、伝達メディア若しくは伝達方法（物理的、口頭、又は電子的）を問わず、本節の (j) (1) 項及び (j) (2) 項で詳述される適切な識別で個々に標識されなければならない；又は上記の標示が実際的でない場合、本節の (j) (1) (i) 項及び (j) (1) (ii) 項で詳述される適切な標示をつけた技術資料を明確に関連する契約書若しくはインボイス等の書類若しくは口頭による通知を添付しなければならない；並びに

- (4) 防衛役務は、本節の (j) (1) 項及び (j) (2) 項で詳述される適切な識別で明確に標識された書類（契約書、インボイス、船積み送り状、若しくは船荷証券）を添付しなければならない。

- (5) 輸出者は、防衛物品が輸出される場合はいつでも、船荷証券及びインボイスの不可欠な部分として、以下の記述を組み込まなければならない：

“これらの米国軍需品リストの貨物は、オーストラリアの防衛産官共同体のメンバーによる認可されたプロジェクト、プログラム又は作戦において使用するためのオーストラリアへのみの輸出に対して、米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約のもとに米国政府によって認可されたものである。それらは、米国国務省の事前の書面による認可がなければ、当初の形態であろうと、他の最終品目に組み込まれた後であろうと、認可されたプロジェクト、プログラム又は作戦以外に再移転、再輸出又は使用されてはならない。”

(k) 中間荷受人

- (1) 本節に基づく機密扱いでない輸出は、以下に該当する者によってのみ取り扱われることができる：

(i) 米国の中間荷受人であって、次のいずれかに該当するもの：

(A) DDTC で登録された輸出者及び有資格者；

(B) 身元調査の対象の認可済の仲介業者であって、米国の税関国境警備局により管理される包括的審査に合格した者；又は

- (C) 商業航空輸送及び海上輸送業者、運送業者、若しくは本副章の § 129.3 (b) (3) のもとでの登録から除外されていないその他の関係者であって、輸出の時点で、米国国防総省の民間予備航空輸送部隊 (CRAF) の認可済の航空運送業者のリスト (このリンクは、DDTC のウェブサイトです) に掲載されたものとして特定されているもの; 又は
- (ii) オーストラリアの中間荷受人であって、次のいずれかに該当するもの:
- (A) オーストラリアの防衛産官共同体のメンバー;
- (B) 運送業者、通関業者、商業航空輸送及び海上輸送業者又はその他のオーストラリアの関係者であって、輸出の時点で認可済のオーストラリアの中間荷受人のリスト (このリストは DDTC のウェブサイトです) に掲載されたものとして特定されているもの。
- (2) 機密扱いの輸出は、国家産業保全計画運用マニュアル (国防総省 5220.22.M 及び補足又はそれに代わるもの) の機密保全要求事項を順守しなければならない。

(1) 記録

- (1) 本節の (b) (2) 項に基づいて認可されたすべての輸出者であって、米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約及び本節に基づいて防衛物品又は防衛役務を輸出する者は、彼らの輸出、輸入、及び移転の詳細な記録を保持しなければならない。輸出者は、米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約及び本節の対象となる防衛物品及び防衛役務の、DDTC により承認又はその他の形態で認可された再輸出及び再移転の詳細な記録を保持しなければならない。それらの記録は、輸出、輸入、移転、再輸出、又は再移転の日から最低でも 5 年間保持しなければならない。請求があり次第、DDTC 若しくは DDTC により指名された者 (例えば、外交保安部) 又は米国出入国税関管理局、又は米国税関国境警備局に対して利用できるようにしなければならない。電子フォーマットでの記録は、すべての記録を紙面に再現することができるプロセス又はシステムを使用して維持されなければならない。上記の記録は、ビューアー、モニターに表示した場合、又は紙面に再現した場合、高度な可読性及び判読性を示さなければならない。(本節でいうところの“読みやすさ”及び“可読性”とは、観る者が、1つの文字又は数字を、すべての他の文字又は数字を排除して明確かつ迅速に識別できる文字又は数字の品質を意味する。“判読可能”及び“判読性”は、一群の文字又は数字の、完結した言語又は数として認識される品質を意味する。) これらの記録は、以下のものから構成されなければならない:
- (i) 入国管理港/出国管理港;
- (ii) 輸出日/輸入日;
- (iii) 輸出/輸入の方法;
- (iv) 貨物コード及び貨物 (技術資料を含む) の説明;
- (v) 輸出価額;
- (vi) 本節への言及及びこの条約に基づく輸出の正当理由;
- (vii) 最終需要者/最終用途;
- (viii) すべての米国及び外国の取引当事者の特定;
- (ix) 輸出品はどのように標示されているか;
- (x) 輸出品の機密区分;
- (xi) その輸出に関して米国政府とのすべての書面による連絡文;
- (xii) 本節の (m) 項で概要を記述されることにより提供、取得、提示、要請、若しくは合意された政治献金、報酬又は手数料に関連するすべての情報;
- (xiii) 注文書又は契約書;
- (xiv) 実際に輸出された技術資料;
- (xv) 米国税関国境警備局の電子システムを使用する電子的な輸出情報ファイルの国内取引番号;
- (xvi) すべての船積書類 (限定されるものではないが、航空貨物運送状、船荷証券、パッキングリスト、通関証明書、及びインボイスを含む); 並びに
- (xvii) 登録の申告書 (様式 DS. 2032)。

(2) 輸出情報の届出

米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約及び本節に基づく防衛物品のすべての輸出者は、それぞれの出荷について EEI の適切なフィールドに下記で言及される 4 つのコードのうち一つを挙げて米国税関国境警備局の電子システムを用いて電子的な輸出情報 (EEI) を電子的に提出しなければならない

い：

- (i) 米国とオーストラリアの合同軍事作戦又はテロ対策作戦を支援する輸出については、§ 126.16(e) (1) を特定する（その上、EEI の適切なフィールドに作戦の名称若しくは適切な説明が入れられなければならない）；
 - (ii) 米国とオーストラリアの協調的安全保障防衛研究、開発、生産、及び支援プログラムを支援する輸出については、§ 126.16(e) (2) を特定する（その上、EEI の適切なフィールドにプログラムの名称若しくは適切な説明が入れられなければならない）；
 - (iii) 相互に決定された特別安全保障防衛プロジェクトであって、オーストラリア政府が最終需要者である場合については、§ 126.16(e) (3) を特定する（その上、EEI の適切なフィールドにプロジェクトの名称若しくは適切な説明が入れられなければならない）；又は
 - (iv) 米国政府の最終用途を持つ輸出については、§ 126.16(e) (4) を特定する（その上、EEI の適切なフィールドに米国政府の契約書番号若しくは約定の番号（例えば、“U. S. Government contract number XXXX”）が入れられなければならない）。
- そのような輸出は、本副章の § 123.22(a)、(b) (1)、及び(b) (2) の義務付けられている輸出書類及び提出のガイドライン（防衛役務を含む）を満たさなければならない。

(m) 報酬又は手数料

本節の (b) (2) 項に基づいて認可されたすべての輸出者は、米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約及び本節に基づくそれぞれの輸出、移転、再輸出、又は再移転に関して、契約又はその他の機器にかかわる報酬、手数料、及び政治献金に関して本副章の § 130.10 で特定される情報を含む申告を DDTC に提出しなければならない。

(n) 違反及び執行

- (1) 本節で規定される条件を満たさない輸出、移転、再輸出、及び再移転は、武器輸出管理法及び本副章の違反にあたり、また、関連するすべての刑事罰、民事罰、及び行政罰（本副章の § 127.1 を参照のこと）の対象であり、また、他の制定法又は規則に基づく処罰の対象となる可能性もある。
- (2) 米国移民税関捜査局及び税関国境警備局の担当官は、防衛物品又は技術資料の輸出又は未遂の輸出に関して本節の順守を確認する適切な措置（船舶、車両、又は航空機の積み降ろし検査を含む）を講じることができる。
- (3) 米国移民税関捜査局及び税関国境警備局の担当官は、本節を順守していない又はその他の形態で違法である防衛物品又は技術資料の輸出又は未遂の輸出を捜査、差押又は押収する権限を有している。
- (4) DDTC 又は DDTC に指名された者（例えば、外交保安部）、米国移民税関捜査局及び税関国境警備局は、実際の又は企てられた輸出、移転、再輸出、又は再移転に関連する書類及び情報の提示を要求することができる。妥当な期間内にそのような記録の提示を拒絶する外国人は、オーストラリアの防衛産官共同体から除名され、また、本節又はその他のもとの除外条項に基づいて防衛物品又は防衛役務を受け取ることが不適格とされなければならない。

(o) 立法上の届出のための手続き

- (1) 米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約及び本節に基づく輸出であって、本節の (b) (2) 項に基づいて特定されるものは、その輸出が次の (i) 項から (iv) 項の一つ以上に関係する場合、DDTC が、その輸出者から国務省に届け出る書面による届出書を受領したことを知らせてから 30 日後まで、開始してはならない：
 - (i) 総額が 2,500 万ドル以上の主要防衛装備品又は総額が 1 億ドル以上の防衛物品若しくは防衛役務についての契約若しくはその他の機器；
 - (ii) 国際武器取引規則の米国軍需品リストのカテゴリー I で規制される火器の総額が 100 万ドル以上の輸出についての契約；
 - (iii) 重要軍用装備品の品目の米国外での製造についての契約（本副章の § 120.7 を参照のこと）；
又は
 - (iv) 本節の (o) (1) (i) 項から (o) (1) (iii) 項の要求事項を満たす変更された契約。
- (2) 本節の (o) (1) 項で必要とされる書面による届出は、米国とオーストラリア間の防衛貿易協力条約及

び本節に基づいて輸出される品目の、品目／形式番号、全般的な品目の説明、米国軍需品リストのカテゴリ、価額、及び数量を明示しなければならず、また、以下の更なる情報を付記しなければならない：

- (i) 本副章の § 130. 10 及び § 130. 11 で特定される情報；
 - (ii) 何らかのオフセット契約がその輸出に関連して締結された最終的なものであるか否かの申告及び当該オフセット契約の説明；
 - (iii) 署名された契約書のコピー；並びに
 - (iv) 届出が本節の (o) (1) (ii) 項に対するものである場合、それらの在庫の中の兵器に何が起こるかについての申告（例えば、現在の在庫が販売されるか否か、他のサービス支店に再譲与されるか否か、破壊されるか否かなど）。
- (3) 国務省は、本節の (o) (1) 項の要求事項を満たす輸出について議会に通告する。

§ 126. 17 米国と英国間の防衛貿易協力条約に基づく除外条項

(a) 除外条項の範囲及び必要とされる条件

(1) 定義

- (i) 本節のみでいうところにおいて、輸出とは、米国の防衛産官共同体から英国の防衛産官共同体への防衛物品又は防衛役務の最初の移動をいう。
- (ii) 本節のみでいうところにおいて、移転とは、すでに輸出された防衛物品又は防衛役務の移動であって、英国の防衛産官共同体のメンバーによる英国の防衛産官共同体内で行われるもの、又は米国の防衛産官共同体のメンバーと英国の防衛産官共同体のメンバー間で行われるものをいう。
- (iii) 再輸出及び移転
 - (A) 本節のみでいうところにおいて、再輸出とは、英国の防衛産官共同体のメンバーによる認可された防衛産官共同体から英国の領域外の場所への以前輸出された防衛物品の移動をいう。
 - (B) 本節のみでいうところにおいて、再移転とは、英国の防衛産官共同体のメンバーによる認可された防衛産官共同体から英国領域内の場所への以前輸出された防衛物品の移動をいう。
- (iv) 本節でいうところにおいて、中間荷受人とは、認可された防衛産官共同体のメンバー（本節の (k) 項を参照のこと）へのこれからの移動を果たすことを唯一の目的として、防衛物品（技術資料を含む）を受け取るが、防衛物品にはアクセスすることができない承認された事業者又は個人をいう。

- (2) 防衛物品又は防衛役務を輸出又は移転する個人又は事業者は、その個人又は事業者が本節で示される規則を順守する場合、または団体が本節で示される規則に従うならば、本項が適用できなければ適用される輸出許可要求事項を除外される。本副章の § 126 付則 1 で定めるものを除いて、米国税関国境警備局港湾局長及び郵便局長は、本副章の § 126 付則 1 にリストされている防衛物品及び防衛役務の、米国の防衛産官共同体のメンバーから英国の防衛産官共同体のメンバー（英国の防衛産官共同体のメンバーの特定に関して本節の (d) 項を参照のこと）への永続的及び一時的な輸出について、輸出許可がなくても、許可するものとする。本節の目的は、米国と英国間の防衛貿易協力条約に基づく防衛物品又は防衛役務の輸出、移転、再輸出、又はその他の形態の処分に対する要求事項を明確に定めることである。すべての者は、防衛物品及び防衛役務の輸入又は防衛物品の所有若しくは移転に関して、本副章の範囲外の立法上及び規制上の要求事項（限定されるものではないが、米国と英国間の防衛貿易協力条約では影響を受けない、27 CFR § 447、§ 478、及び § 479 に基づいてアルコール・タバコ・火器及び爆発物取締局により発行された規則を含む）を順守し続けなければならないし、上記の条約及び本節に含まれる除外条項のいずれかの対象となる防衛物品及び防衛役務に漏れなく適用し続けなければならない。

(3) 輸出

輸出者が、米国と英国間の防衛貿易協力条約に従って防衛物品又は防衛役務を輸出するために、以下のすべての条件が満たされなければならない：

- (i) 輸出者は防衛取引管理部（DDTC）に登録されなければならず、かつ、武器輸出管理法、本副章、及び米国法のその他の条項の要求事項及び禁止事項に従って、制限なしに米国政府のいずれかの機関から輸出許可（又はその他の形態の輸出の認可）を取得することが適格でなければならない（特別な要求事項について本節の (b) 項及び (c) 項を参照のこと）；

- (i) 輸出品の受取人は、英国の防衛産官共同体のメンバーでなければならない（英国の防衛産官共同体のメンバーの特定に関して本節の(d)項を参照のこと）。上記の会員資格が不適格となる英国の非政府団体及び施設は、英国の防衛産官共同体から抹消される；
- (ii) 輸出に関係する中間荷受人は、武器輸出管理法、本副章、及び米国のその他の条項の要求事項及び禁止事項に従って、制限なしに防衛物品又は防衛役務を取り扱うこと又は受け取ることが適格でなければならない（特別な要求事項について本節の(k)項を参照のこと）；
- (iv) 輸出は、米国と英国間の防衛貿易協力条約及び米国と英国間の防衛貿易協力条約に基づいて米国政府と英国政府により相互に合意されたもの並びにそれらに対する実施取極（英国実施取極）で指定される最終用途のためのものでなければならない（是認される最終用途に関して本節の(e)項及び(f)項を参照のこと）；
- (v) 防衛物品又は防衛役務は、米国と英国間の防衛貿易協力条約の適用範囲から除外されない（この除外条項に基づく輸出から除外される品目の範囲に関する特定の情報について本節の(g)項及び本副章の§ 126 付則 1 を参照のこと）、また、少なくとも”Restricted USML”[部外秘の USML]として標示又は識別される（輸出品の標示に関する特定の要求事項について本節の(j)項を参照のこと）；
- (vi) 上記の輸出のすべての必要書類は、輸出者及び受取人によって保持され、米国政府の請求があり次第、利用できるようにしなければならない（特定の要求事項について、本節の(l)項を参照のこと）；並びに
- (vii) 国務省は、必要に応じて、本節に従って議会に事前通告を提出した（特定の要求事項について、本節の(o)項を参照のこと）。

(4) 移転

認可された防衛産官共同体（すなわち、米国の防衛産官共同体及び英国の防衛産官共同体）のメンバーが、その防衛貿易協力条約に基づいて、認可された防衛産官共同体内で防衛物品又は防衛役務移転するために、以下の条件のすべてが満たされなければならない：

- (i) 防衛物品又は防衛役務は、本節の(a)(3)項に従って以前に輸出されたものであるか、本節の(i)項に従って輸出許可若しくはその他の認可から移行されたものでなければならない；
 - (ii) 防衛物品又は防衛役務の譲渡人及び被譲渡人は、英国の防衛産官共同体のメンバー（英国の防衛産官共同体のメンバーの特定に関して、本節の(d)項を参照のこと）又は米国の防衛産官共同体のメンバー（米国の防衛産官共同体／認可された輸出者に関する情報について、本節の(b)項を参照のこと）；
 - (iii) この移転は、米国と英国間の防衛貿易協力条約及び米国と英国間の防衛貿易協力条約の条件に基づいて米国政府と英国政府により相互に合意されたもの並びに英国実施取極で指定される最終用途のために必要なものでなければならない（認可された最終用途に関して本節の(e)項及び(f)項を参照のこと）；
 - (iv) 防衛物品又は防衛役務は、この除外条項に基づく輸出には適用できないものとして本節の(g)項及び本副章の§ 126 付則 1 で特定されていないものであって、また、少なくとも”Restricted USML”[部外秘の USML]として標示又はその他の形態で識別されていること（輸出品の標示に関する特定の要求事項について本節の(j)項を参照のこと）；
 - (v) 上記の移転のすべての必要書類は、譲渡者及び被譲渡人によって保持され、米国政府の請求があり次第、利用できるようにしなければならない（特定の要求事項について、本節の(l)項を参照のこと）；並びに
 - (vi) 国務省は、本節に従って議会に事前通告を提出した（特定の要求事項について、本節の(o)項を参照のこと）。
- (5) 本節は、米国の対外有償軍事援助プログラムに基づいて米国からの防衛物品又は防衛役務の輸出には適用されない。一旦上記の品目が英国政府に引き渡された場合、それらがその条約に基づいて輸出されたように取り扱うことができ、そして、その条約、英国実施取極、及び本節の条項に従って、標示、識別、伝達、貯蔵、及び取扱いがされなければならない。

(b) 米国の防衛産官共同体

以下に該当する者は、米国の防衛産官共同体を構成し、米国と英国間の防衛貿易協力条約に基づいて防

衛物品及び防衛役務の輸出又は移転を行うことができる：

- (1) 米国政府の省庁及び機関（それらの職員であって、必要に応じて、それぞれに見合った機密情報にアクセスする権限及び必知事項を有して公的な立場で行動するものを含む）；並びに
- (2) DDTC に登録された非政府系の米国人であって、武器輸出管理法、本副章、及び米国のその他の条項の要求事項及び禁止事項に従って、制限なしに米国政府のいずれかの機関から輸出許可（又はその他の形態の輸出の認可）を取得することが適格である者（それらの被雇用者であって、必要に応じて、それぞれに見合った機密情報にアクセスする権限及び必知事項を有して公的な立場で行動するものを含む）。

- (c) 輸出者（上記以外で、本節の (b) 項に基づいて認可された輸出者）は、輸出者の社長、経営最高責任者、副社長、その他の上級役員若しくは役員（例えば、経理担当役員、財務担当役員、法務担当役員）、輸出者の責任者の取締役会の構成員、当該輸出の関係者；又はいずれかの供給元若しくはメーカーが米国政府のいずれかの機関から輸出許可（若しくはその他の形態の輸出認可）を受けることが不適格である場合、米国と英国間の防衛貿易協力条約に基づく輸出又は移転を行ってはならない。

(d) 英国の防衛産官共同体

本節によって規定される除外条項でいうところにおいて、英国の防衛産官共同体は、以下のものからなる：

- (1) 本節に基づく取引の時点で DDTC のウェブサイトにより承認された防衛産官共同体のメンバーとして特定されている英国政府の団体及び施設；並びに
- (2) 本節に基づく取引の時点で DDTC のウェブサイト（www.pmdtcc.state.gov）により承認済のメンバーとして特定されている英国の非政府団体及び施設；
上記の会員資格が不適格となる英国の非政府団体及び施設は、英国の防衛産官共同体から抹消される。

(e) 認可される最終用途

以下の最終用途（本節の (f) 項の対象となるもの）は、米国と英国間の防衛貿易協力条約において指定されている：

- (1) 米国と英国の合同軍事作戦若しくはテロ対策作戦；
- (2) 米国と英国の協調的安全保障防衛研究、開発、生産、及び支援プログラム；
- (3) 相互に決定した特別安全保障及び防衛プロジェクトであって、英国政府が最終需要者であるもの；
又は
- (4) 米国政府の最終用途。

(f) 本節の (e) 項に基づいて認可された最終用途を特定する手順：

- (1) 公的に確認することができる作戦、プログラム、及びプロジェクトは、DDTC のウェブサイトで公表される；
- (2) 公的に確認することができない作戦、プログラム、及びプロジェクトは、DDTC から書面による連絡文で確認される；又は
- (3) 米国政府の最終用途は、この条約に基づいて適格である米国政府の契約書若しくは約定において明確に特定される。
- (4) この除外条項に対しては、その他のいかなる作戦、プログラム、プロジェクト、若しくは最終用途も適格ではない。

(g) 本節のもとで適格な品目

本副章の § 126 付則 1 にリストされる品目を除いて、防衛物品及び防衛役務は、以下を条件として、本節に基づいて輸出することができる：

- (1) 本節の (b) (2) 項に基づいて認可された輸出者は、その輸出者が同一の種類防衛物品を外国人に輸出すること（本副章の § 120.17 で定義されている）が DDTC により許可された場合であって、その物品の最終用途が本節の (e) 項で特定される最終用途のためのものである場合、英国の防衛産官共同体のメンバーにその防衛物品を販売することができる。

- (2) 米国政府の指示で行われる不正加工対策基準の存在に固有の防衛物品（すなわち、不正加工対策基準の存在又は詳細を明らかにするもの）の輸出は、常に DDTC からの書面による事前の認可が必要である。
 - (3) 米国原産の機密扱いの防衛物品又は防衛役務は、国防総省からの書面による要請、支持、又は契約（機密扱いの一以上の防衛物品又は一以上の防衛役務の輸出について規定するもの）に基づいてのみ輸出することができる。
 - (4) 米国防総省のマイルストーン認可当局から書面によるマイルストーン B の認可を受けていない開発段階にあるシステムに固有の米国原産の防衛物品は、その輸出が本節の (e) (1) 項、(e) (2) 項、又は (e) (4) 項のもとに特定される最終用途に対して米国防総省により発行又は与えられた書面による約定又は契約に基づいていない限り、輸出することが適格ではない。
 - (5) 本節の (g) 項又は本副章の § 126 付則 1 により除外される防衛物品（例えば、注 2 で除外される USML のカテゴリー XI (a) (3) の電子走査型アレイレーダー）であって、本節のもとに出荷が適格である、より大規模なシステム（例えば、船舶、航空機）に組み込まれているものは、本副章に基づいて、その組み込まれた防衛物品に設定された制限事項を別個に順守しなければならない。輸出者は、上記の組み込まれた防衛物品の輸出について DDTC から輸出許可又はその他の認可を取得しなければならない（例えば、本節から除外される USML のカテゴリー XI (a) (3) の電子走査型アレイレーダー装置であって、本節のもとに出荷が適格である航空機に組み込まれているものは、輸出、移転、再輸出、又は再移転を行うには、依然として DDTC からの認可が必要である）。
 - (6) 本節に基づいて実施される輸出という理由で、民有の特許権又は所有権（国内若しくは外国を問わない）の可能性のある侵害に関連して、米国政府に対していかなる責任も負われぬし属されないものとする。
 - (7) 米国政府を通して行われる輸出者による販売は、米国政府がロイヤリティーフリーのライセンスを保有している特許権に対する使用料、又は使用権を持っており、他の者に開示する情報、パブリックドメイン [だれでも許可なく使用できる状態] にある情報、若しくは米国政府が他の者へのその使用及び開示に対して制限なしに取得したもの若しくは取得する権利を持っている情報に対する使用料のいずれも含めてはならない。
 - (8) 欧州連合のデュアルユースリスト（EC 委員会規則 No. 428/2009 の Annex1 で規定されるもの）に掲げる防衛物品は、米国と英国間の防衛貿易協力条約に基づく輸出には適用できない。これらの物品は、§ 126 付則 1 で特定され、収載された。
- (h) 移転、再移転、及び再輸出
- (1) 英国の防衛産官共同体（防衛産官共同体の特定に関する特別な情報について、本節の (d) 項を参照のこと）のメンバーによる他の英国の防衛産官共同体又は米国の防衛産官共同体のメンバーへのこの除外条項で是認される最終用途（是認される最終用途に関して本節の (e) 項及び (f) 項を参照のこと）のための、本副章の § 126 付則 1 で除外されない防衛物品又は防衛役務の移転は、この除外条項に基づいて是認される。
 - (2) 本節により規定される除外条項により是認されない最終用途のための防衛物品又は防衛役務の移転又はその他の提供は、DDTC の輸出許可又は事前の書面による認可がなければ禁止される（是認される最終用途に関して本節の (e) 項及び (f) 項を参照のこと）。
 - (3) 英国の防衛産官共同体のメンバーによる英国の防衛産官共同体ではない外国人又は米国の防衛産官共同体のメンバーではない米国人への防衛物品又は防衛役務の再移転又は再輸出、又はその他の提供は、DDTC の輸出許可又は事前の書面による認可がなければ禁止される（英国の防衛産官共同体の特定に関する特別な情報について本節の (d) 項を参照のこと）。
 - (4) この除外条項に基づき外国人（英国の防衛産官共同体のメンバーを含む）により以前に輸出、移転、又は取得された防衛物品又は防衛役務の使用における、この除外条項で是認されない最終用途への変更は、DDTC の輸出許可又はその他の書面による認可がなければ、禁止される（是認される最終用途に関して本節の (e) 項及び (f) 項を参照のこと）。
 - (5) 米国政府の上記の認可を必要とする再移転、再輸出、又は最終用途における変更は、本副章の § 123.9 に従って行われなければならない。
 - (6) 本節の (g) 項又は本副章の § 126 付則 1 により除外される防衛物品（例えば、USML のカテゴリー

XI (a) (3) の電子走査型アレイレーダー装置) であって、本節のもとに出荷が適格である、より大規模なシステム (例えば、船舶、航空機) に組み込まれているものは、別途指定されない限り、その組み込まれた防衛物品に設定された制限事項を別個に順守しなければならない。上記の組み込まれた防衛物品の輸出、移転、再輸出、再移転、又は最終用途における変更について DDTC から輸出許可又はその他の認可を取得しなければならない (例えば、本副章の § 126 付則 1 の注 2 により本節から除外される USML のカテゴリー XI (a) (3) の電子走査型アレイレーダー装置であって、本節のもとに出荷が適格である航空機に組み込まれているものは、それらの輸出、移転、再輸出、又は再移転を行うには、依然として DDTC からの別個の認可が必要である)。

- (7) 次のいずれかに該当する場合、本節に基づいて輸出された防衛物品又は防衛役務の移転、再移転、又は再輸出に対して DDTC からの輸出許可又は事前の認可は不要である：
- (i) 防衛物品又は防衛役務の移転が、米国の防衛産官共同体のメンバーにより、英国の領土外に配備され、是認される最終用途 (是認される最終用途に関して本節の (e) 項及び (f) 項を参照のこと) に従事する英国国防省 (UK MOD) の部隊に対して、英国の国防軍の輸送チャネル若しくは本節の条項を使用して行われる場合；
 - (ii) 防衛物品又は防衛役務の移転が、米国の防衛産官共同体により、認可された防衛産官共同体のメンバー (米国又は英国のいずれか) であって、英国の領土外に配備され、是認される最終用途 (是認される最終用途に関して本節の (e) 項及び (f) 項を参照のこと) に従事する UK MOD の部隊を直接的に支援する活動をしている者に対して、英国国防軍の輸送チャネル若しくは本節の条項を使用して行われる場合；
 - (iii) 再輸出が、英国の防衛産官共同体のメンバーにより英国の領土外に配備され、是認される最終用途 (是認される最終用途に関して本節の (e) 項及び (f) 項を参照のこと) に従事する UK MOD の部隊を直接的に支援する活動をしている者に対して、英国国防軍の輸送チャネル若しくは本節の条項を使用して行われる場合；
 - (iv) 再輸出が、英国の防衛産官共同体のメンバーにより認可された防衛産官共同体のメンバー (米国又は英国のいずれか) であって、英国の領土外に配備され、是認される最終用途 (是認される最終用途に関して本節の (e) 項及び (f) 項を参照のこと) に従事する UK MOD の部隊を直接的に支援する活動をしている者に対して、英国国防軍の輸送チャネル若しくは本節の条項を使用して行われる場合；又は
 - (v) 防衛物品若しくは防衛役務が、是認される最終用途 (是認される最終用途に関して本節の (e) 項及び (f) 項を参照のこと) に従事する UK MOD に引き渡される場合；UK MOD が英国領土の内外で公的職務を実施する場合、必要に応じてその品目を配備することができる。その品目は、配備されている間、UK MOD の有効な管理のもとにとどめなければならない、その品目へのアクセスは認可されていない第三者に提供されてはならない。
- (8) 本副章の § 122 に基づいて登録された米国人又は登録されることを必要とする米国人及び英国の防衛産官共同体のメンバーは、この除外条項のもとに最初に輸出された米国軍需品リストに掲げる防衛物品又は防衛役務の、本副章の § 126.1 にリストされるいずれかの国又はその国に代わって行動する者への実際の又は計画された販売、再移転、又は再輸出 (米国内米国外を問わない) について防衛取引管理部に直ちにと届け出なければならない。上記の計画された又は実際の販売、再輸出、又は再移転を知っている者又は知るべき根拠を有している者は、その情報を DDTC の防衛取引規制順守室に書面で提出しなければならない。

(i) 移行

- (1) 米国国務省の輸出許可又はその他の認可に基づく防衛物品の以前の輸出は、依然として当初の輸出許可又は認可の条件及び制限事項の対象である (DDTC が本節への移行を書面で認可した場合を除く)。
- (2) 米国の輸出者が既存の輸出許可又はその他の認可から本節の条項の使用への移行を望む場合、以下のことが必要である：
 - (i) 米国の輸出者は、DDTC に書面による請求を提出しなければならない、この請求では、移行される防衛物品又は防衛役務、最初に防衛物品又は防衛役務が輸出された根拠となった既存の輸出許可又はその他の認可、並びにその防衛物品又は防衛役務が使用されるこの条約が適格な最終用途を特定しなければならない。米国税関国境警備局に提出されたすべての輸出許可証は、輸出者が

その一以上の輸出許可を使用するのをやめること及び本節に移行することについて DDTC から認可を受け取るまで、ファイルし続けなければならない。この認可が DDTC によって米国税関国境警備局に伝えられた場合、その一以上の輸出許可証は、本副章の § 123. 22 (c) における失効した輸出許可証の返還に対する現行の手続きに従って米国税関国境警備局により DDTC に返還される。

- (i) 米国税関国境警備局に提出されない一以上の輸出許可証は、一以上の輸出許可証を返還する理由に、本節への移行することの DDTC による認可を挙げた書状を添付して、DDTC に返還されなければならない。
- (3) 英国の防衛産官共同体のメンバーが、既存の輸出許可又はその他の認可に基づいて受け取られた防衛物品を、この条約に基づいて制定された手続きへの移行を求める場合、その英国の防衛産官共同体のメンバーは DDTC に、直接に又は最初の米国の輸出者を通して、書面による請求を提出しなければならない。この請求では、移行される防衛物品又は防衛役務、防衛物品又は防衛役務が受け取られた根拠となった既存の輸出許可又はその他の認可、並びにその防衛物品又は防衛役務が使用されるこの条約が適格な最終用途（是認される最終用途に関して本節の (e) 項及び (f) 項を参照のこと）を特定しなければならない。その防衛物品又は防衛役務は、英国の防衛産官共同体のメンバーが本節への移行に対して DDTC から認可を受けると、依然として既存の輸出許可又はその他の認可の条件及び制限事項の対象としなければならない。
- (4) 本節の (b) (2) 項で特定される認可された輸出者であって、本副章の § 126 付則 1 において除外される品目のリストに引き続き置かれた防衛物品又は防衛役務を輸出した者は、そのような削除を公示する関連の官報の通告における要求事項をチェックし、厳守しなければならない。一旦削除された場合、その防衛物品又は防衛役務は、今後は本節の対象ではなくなり、また、以前に輸出されたそのような防衛物品又は防衛役務は、適用される官報が違ったふうに告示しない限り、依然として米国軍需品リストに掲げられ、本副章の要求事項の対象となる。以降の再輸出又は再移転は、本副章の § 123. 9 に従って行わなければならない。
- (5) 輸出許可又はその他の認可から本節に基づく取扱いに移行した防衛物品又は防衛役務は、本節の (j) 項の要求事項に従って標示されなければならない。

(j) 輸出品の標示

- (1) 米国と英国間の防衛貿易協力条約及び本節に基づいて輸出又は移行されるすべての防衛物品及び防衛役務は、移動を行う前に、以下の通り標示又は識別しなければならない：
- (i) 機密扱いの防衛物品及び防衛役務について、標準的な標示又は識別は、“//CLASSIFICATION LEVEL [機密レベル] USML// REL USA and GBR Treaty Community//”と示さなければならない。例えば、SECRET [機密] に分類された防衛物品については、標示又は識別は、“//SECRET USML// REL USA and GBR Treaty Community//”としなければならない。
- (ii) 本節に基づいて輸出又は移行される機密扱いでない防衛物品及び防衛役務は、英国国内にある間において、“Restricted [部外秘の] USML”として取扱い、標準的な標示又は識別は、“//RESTRICTED USML// REL USA and GBR Treaty Community//”と示さなければならない。
- (2) 米国原産の防衛物品が本節の (b) 項で特定される米国の防衛産官共同体のメンバーに返送される場合、本節の (j) (1) (ii) 項に基づいて“//RESTRICTED USML// REL USA and GBR Treaty Community//”として標示又は識別された防衛物品は、機密扱いでないものとみなされ、その標示又は識別は取り除かれなければならない；並びに
- (3) 標準的な標示及び識別要求事項は、以下の通りである：
- (i) 防衛物品（技術資料を除く）は、本節の (j) (1) 項及び (j) (2) 項で詳述される適切な識別で個々に標識されなければならない；又は上記の標識が実施不可能な場合（例えば、推進薬、化学剤）、本節の (j) (1) (i) 項及び (j) (1) (ii) 項で詳述される適切な標示をつけた防衛物品を明確に関連する契約書若しくはインボイス等の書類を添付しなければならない；
- (ii) 技術資料（データパッケージ、技術論文、マニュアル、プレゼンテーション資料、仕様書、ガイド及び報告書を含む）は、伝達メディア若しくは伝達方法（物理的、口頭、又は電子的）を問わず、本節の (j) (1) 項及び (j) (2) 項で詳述される適切な識別で個々に標識されなければならない；又は上記の標示が実際的でない場合、本節の (j) (1) (i) 項及び (j) (1) (ii) 項で詳述される適切な標示をつけた技術資料を明確に関連する契約書若しくはインボイス等の書類若しくは口頭によ

る通知を添付しなければならない；並びに

(4) 防衛役務は、本節の(j)(1)項及び(j)(2)項で詳述される適切な識別で明確に標識された書類（契約書、インボイス、船積み送り状、若しくは船荷証券）を添付しなければならない。

(5) 輸出者は、防衛物品が輸出される場合はいつでも、船荷証券及びインボイスの不可欠な部分として、以下の記述を組み込まなければならない：

“これらの米国軍需品リストの貨物は、英国の防衛産官共同体のメンバーによる認可されたプロジェクト、プログラム又は作戦において使用するための英国へのみの輸出に対して、米国と英国間の防衛貿易協力条約のもとに米国政府によって認可されたものである。

それらは、米国国務省の事前の書面による認可がなければ、当初の形態であろうと、他の最終品目に組み込まれた後であろうと、認可されたプロジェクト、プログラム又は作戦以外に再移転、再輸出又は使用されてはならない。”

(k) 中間荷受人

(1) 本節に基づく機密扱いでない輸出は、以下に該当する者によってのみ取り扱われることができる：

(i) 米国の中間荷受人であって、次のいずれかに該当するもの：

(A) DDTC で登録された輸出者及び有資格者；

(B) 身元調査の対象の認可済の仲介業者であって、米国の税関国境警備局により管理される包括的審査に合格した者；若しくは

(C) 商業航空輸送及び海上輸送業者、運送業者、若しくは本副章の§ 129.3(b)(3)のもとでの登録から除外されていないその他の関係者であって、輸出の時点で、米国国防総省の民間予備航空輸送部隊(CRAF)の認可済の航空運送業者のリスト（このリンクは、DDTCのウェブサイトです）に掲載されたものとして特定されているもの；又は

(ii) 英国の中間荷受人であって、次のいずれかに該当するもの：

(A) 英国の防衛産官共同体のメンバー；

(B) 運送業者、通関業者、商業航空輸送及び海上輸送業者又はその他の英国の関係者であって、輸出の時点で認可済の英国の中間荷受人のリスト（このリストは DDTC のウェブサイトです）に掲載されたものとして特定されているもの。

(2) 機密扱いの輸出は、国家産業保全計画運用マニュアル（国防総省 5220.22.M 及び補足又はそれに代わるもの）の機密保全要求事項を順守しなければならない。

(l) 記録

(1) 本節の(b)(2)項に基づいて認可されたすべての輸出者であって、米国と英国間の防衛貿易協力条約及び本節に基づいて防衛物品又は防衛役務を輸出する者は、彼らの輸出、輸入、及び移転の詳細な記録を保持しなければならない。輸出者は、米国と英国間の防衛貿易協力条約及び本節の対象となる防衛物品及び防衛役務の、DDTC により承認又はその他の形態で認可された再輸出及び再移転の詳細な記録を保持しなければならない。これらの記録は、輸出、輸入、移転、再輸出、又は再移転の日から最低でも5年間保持しなければならない。請求があり次第、DDTC 若しくは DDTC により指名された者（例えば、米国国務省外交保安局）又は米国出入国税関管理局、又は米国税関国境警備局に対して利用できるようにしなければならない。電子フォーマットでの記録は、すべての記録を紙面に再現することができるプロセス又はシステムを使用して維持されなければならない。上記の記録は、ビューアー、モニターに表示した場合、又は紙面に再現した場合、高度な可読性及び判読性を示さなければならない。（本節でいうところの“読みやすさ”及び“可読性”とは、観る者が、1つの文字又は数字を、すべての他の文字又は数字を排除して明確かつ迅速に識別できる文字又は数字の品質を意味する。“判読可能”及び“判読性”は、一群の文字又は数字の、完結した言語又は数として認識される品質を意味する。）これらの記録は、以下のものから構成されなければならない：

(i) 入国管理港／出国管理港；

(ii) 輸出日／輸入日；

(iii) 輸出／輸入の方法；

(iv) 貨物コード及び貨物（技術資料を含む）の説明；

(v) 輸出価額；

(vi) 本節への言及及びこの条約に基づく輸出の正当理由；

- (vii) 最終需要者／最終用途；
- (viii) すべての米国及び外国の取引当事者の特定；
- (ix) 輸出品はどのように標示されているか；
- (x) 輸出品の機密区分；
- (xi) その輸出に関して米国政府とのすべての書面による連絡文；
- (xii) 本節の(m)項で概要を記述されるところにより提供、取得、提示、要請、若しくは合意された政治献金、報酬又は手数料に関連するすべての情報；
- (xiii) 注文書又は契約書；
- (xiv) 実際に輸出された技術資料；
- (xv) 自動輸出システムにおける電子的な輸出情報ファイルの国内取引番号；
- (xvi) すべての船積書類（限定されるものではないが、航空貨物運送状、船荷証券、パッキングリスト、通関証明書、及びインボイスを含む）；並びに
- (xvii) 登録の申告書（様式 DS-2032）。

(2) 輸出情報の届出

米国と英国間の防衛貿易協力条約及び本節に基づく防衛物品のすべての輸出者は、それぞれの出荷について EEI の適切なフィールドに下記で言及される4つのコードのうち一つを挙げて米国税関国境警備局の電子システムを用いて電子的な輸出情報（EEI）を電子的に提出しなければならない：

- (i) 米国と英国の合同軍事作戦又はテロ対策作戦を支援する輸出については、§ 126.17(e)(1)を特定する（その上、EEI の適切なフィールドに作戦の名称若しくは適切な説明が入れられなければならない）；
- (ii) 米国と英国の協調的安全保障防衛研究、開発、生産、及び支援プログラムを支援する輸出については、§ 126.17(e)(2)を特定する（その上、EEI の適切なフィールドにプログラムの名称若しくは適切な説明が入れられなければならない）；
- (iii) 相互に決定された特別安全保障防衛プロジェクトであって、英国政府が最終需要者である場合については、§ 126.17(e)(3)を特定する（その上、EEI の適切なフィールドにプロジェクトの名称若しくは適切な説明が入れられなければならない）；又は
- (iv) 米国政府の最終用途を持つ輸出については、§ 126.17(e)(4)を特定する（その上、EEI の適切なフィールドに米国政府の契約書番号若しくは約定の番号（例えば、“U. S. Government contract number XXXXX”）が入れられなければならない）。

そのような輸出は、本副章の § 123.22(a)、(b)(1)、及び(b)(2)の義務付けられている輸出書類及び提出のガイドライン（防衛役務を含む）を満たさなければならない。

(m) 報酬又は手数料

本節の(b)(2)項に基づいて認可されたすべての輸出者は、米国と英国間の防衛貿易協力条約及び本節に基づくそれぞれの輸出、移転、再輸出、又は再移転に関して、契約又はその他の機器にかかわる報酬、手数料、及び政治献金に関して本副章の § 130.10 で特定される情報を含む申告を DDTC に提出しなければならない。

(n) 違反及び執行

- (1) 本節で規定される条件を満たさない輸出、移転、再輸出、及び再移転は、武器輸出管理法及び本副章の違反にあたり、また、関連するすべての刑事罰、民事罰、及び行政罰（本副章の § 127.1 を参照のこと）の対象であり、また、他の制定法又は規則に基づく処罰の対象となる可能性もある。
- (2) 米国移民税関捜査局及び税関国境警備局の担当官は、防衛物品又は技術資料の輸出又は未遂の輸出に関して本節の順守を確認する適切な措置（船舶、車両、又は航空機の積み降ろし検査を含む）を講じることができる。
- (3) 米国移民税関捜査局及び税関国境警備局の担当官は、本節を順守していない又はその他の形態で違法である防衛物品又は技術資料の輸出又は未遂の輸出を捜査、差押又は押収する権限を有している。
- (4) DDTC 又は DDTC に指名された者（例えば、米国國務省外交保安局）、米国移民税関捜査局及び税関国境警備局は、実際の又は企てられた輸出、移転、再輸出、又は再移転に関連する書類及び情報の提示を要求することができる。妥当な期間内にそのような記録の提示を拒絶する外国人は、英国の防衛産

官共同体から除名され、また、本節又はその他のもとでの除外条項に基づいて防衛物品又は防衛役務を受け取ることが不適格とされなければならない。

(o) 立法上の届出のための手続き

- (1) 米国と英国間の防衛貿易協力条約及び本節に基づく輸出であって、本節の (b) (2) 項に基づいて特定されるものは、その輸出が次の (i) 項から (iv) 項の一つ以上に関係する場合、DDTC が、その輸出者から国務省に届け出る書面による届出書を受領したことを知らせてから 30 日後まで、開始してはならない：
 - (i) 総額が 2,500 万ドル以上の主要防衛装備品又は総額が 1 億ドル以上の防衛物品若しくは防衛役務についての契約若しくはその他の機器；
 - (ii) 国際武器取引規則の米国軍需品リストのカテゴリー I で規制される火器の総額が 100 万ドル以上の輸出についての契約；
 - (iii) 重要軍用装備品（本副章の § 120.7 を参照のこと）の品目の米国外での製造についての契約；又は
 - (iv) 本節の (o) (1) (i) 項から (o) (1) (iii) 項の要求事項を満たす変更された契約。
- (2) 本節の (o) (1) 項で必要とされる書面による届出書には、米国と英国間の防衛貿易協力条約及び本節に基づいて輸出される品目の／形式番号、一般的な品目の説明、米国軍需品リストのカテゴリー、品目の価額及び数量を示さなければならない、さらに、以下の追加情報を付記しなければならない：
 - (i) 本副章の § 130.10 及び § 130.11 で特定される情報；
 - (ii) 何らかのオフセット契約がその輸出に関連して締結された最終的なものであるか否かの申告及び当該オフセット契約の説明；
 - (iii) 署名された契約書のコピー；並びに
 - (iv) 届出が本節の (o) (1) (ii) 項に対するものである場合、それらの在庫の中の兵器に何が起こるかについての申告（例えば、現在の在庫が販売されるか否か、他のサービス支店に再譲与されるか否か、破壊されるか否かなど）。
- (3) 国務省は、本節の (o) (1) 項の要求事項を満たす輸出について議会に通告する。

§ 126.18 二重国籍者又は第三国の国民である被雇用者への企業内、組織内及び政府内の移転に関する適用除外

- (a) 本章の他のいずれの条項にもかかわらず、本節の (b) 及び (c) 項の要求事項を条件として、並びに適用される国内法のために本節の (d) 項で規定される適用除外が実行できない場合において、機密扱いでない防衛物品（技術資料（§ 120.6 参照）を含む）の、これらの防衛物品に対して正当と認められる最終需要者又は荷受人である外国の事業者、外国の政府団体又は国際組織（承認されたサブライセンサーを含む）への移転又はこれらの内部での移転（外国の荷受人又は最終需要者により直接的に雇用されている真正な正規従業員である二重国籍者又は第三国の国民への移転を含む）に対して、防衛取引管理部 (DDTC) からの承認は必要としない。本節に基づく防衛物品の移転は、いかなる場合であっても、最終需要者が所在している国、政府団体若しくは国際組織が公務を行っている国、又は荷受人が事業活動をしている国の物理的な領土内において、且つ、輸出許可、その他の輸出認可又は許可例外の適用範囲内において行わなければならない。
- (b) § 127.1 (b) の条項は、本節に基づくすべての移転に適用される。本節の (a) 項で定められる外国人の被雇用者に対して本条項のもとで防衛物品を移転する条件として、防衛物品を受け取る“外国人”（§ 120.16 で定めるところのもの）である、すべての外国の事業者、外国の政府団体又は国際組織は、武器輸出管理法及び ITAR の適用される条項を順守するため、適用される輸出許可又はその他の認可（例えば、書面による承認又は適用除外）で正当化されるもの以外の仕向地、事業者又は目的への転用を防止するための有効な処理手順を有していなければならない。
- (c) 最終需要者又は荷受人は、防衛物品の移転を行う前に、以下のことを義務付けることによって、本節の (b) 項の条件を満たすことができる：
 - (1) その従業員に対して、その受け入れ国政府により承認された機密事項取扱い許可を要求すること、

又は

- (2) 当該最終需要者又は荷受人に対して、その従業員を審査するプロセスを構築すること並びに当該最終需要者又は荷受人により明確に許可されていない限り、被雇用者が個人又は事業者にかなる防衛物品も移転しないことの保証を提示する秘密保持契約を締結していることを要求すること。当該最終使用者又は荷受人は、その従業員に対して § 126.1 でリストされている制限国又は禁止国との実質的な接触についての審査をしなければならない。実質的な接触には、当該国への定期的な旅行、当該国のエージェント、ブローカー及び国民との最近の若しくは継続的な接触、当該国に対して示された継続的な忠誠、当該国出身の個人とのビジネス関係の維持、当該国における居住の維持、当該国からの給与若しくはその他の継続的な金銭的報酬、又はその他の形態で転用のリスクを示す行為を含む。国籍それ自体で防衛物品へのアクセスを禁止しないが、§ 126.1(d)(1)にリストされている国出身の個人との実質的な接触を持つ従業員は、DDTC が別途決定しない限り、転用のリスクをもたらすと考えなければならない。最終利用者又は荷受人は、技術の機密事項取扱い許可計画 [technology security/clearance plan] (上記の実質的な接触に関して従業員を審査する手続きを含む) を維持するとともに、その審査記録を 5 年間保持しなければならない。技術の機密事項取扱い許可計画 [technology security/clearance plan] 及び審査記録は、民事法及び刑事法の執行目的のために、要請に応じて DDTC 又はその代理人が利用できるようにしなければならない。
- (d) 本副章の他の条項にもかかわらず、機密扱いでない防衛物品又は防衛役務について正当と認められる最終需要者、外国の署名者、又は荷受人 (認可されたサブライセンシーを含む) である外国の事業者、外国の政府団体、又は国際組織の、二重国籍者又は第三国の国民である個人への上記の防衛物品又は防衛役務の再輸出に対して、これらの個人が以下に該当する場合、防衛取引管理部 (DDTC) の承認は不要である:
- (1) 外国の事業者、外国の政府団体、又は国際組織の正規の被雇用者であること;
 - (2) もっぱら NATO 及び EU 加盟国、オーストラリア、日本、ニュージーランド及びスイスの国民であること;
 - (3) 再輸出の間に、本節の (d) (2) 項にリストされている国々又は米国の物理的な領土内にあること;
 - (4) 機密保持契約の署名者であること (ただし、彼らの雇用者が、これらの防衛物品又は防衛役務を是認している § 124.1 に基づく契約書の署名者又はサブライセンシーである場合を除く); 並びに
 - (5) ハードウェアの永続的な移転の受領者ではないこと。

§ 126 付則 1

[付則 1 – 表にある“X”は、その品目が各列の先頭で引用される除外条項に基づく使用を除外されていることを示す。いずれか一つの行で除外される品目は、他の列が、その品目を含んであろう記述を含む可能性があるかどうかに関係なく除外される。]

USML の カテゴリー	除外	カナダ (CA) § 126. 5	オースト ラリア (AS) § 126. 16	英国 (UK) § 126. 17
I~XXI	機密扱いの防衛物品及び防衛役務（注 1 参照）	×	×	×
I~XXI	ミサイル技術規制レジーム (MTCR) 附属書にリストされている防衛物品	×	×	×
I~XXI	マーケティングの目的のために使用される米国原産の防衛物品及び防衛役務であって、以前に本副章に従って輸出が許可されていないもの		×	×
I~XXI	本付則で特定される防衛物品に対する防衛役務又は前記防衛物品に関連する技術資料であって、カナダの除外条項から除外されているもの	×		
I~XXI	本副章の § 123. 15 及び § 124. 11 に従って、連邦議会への届出を必要とする防衛物品及び防衛役務の輸出を含むすべての取引。注 17 参照。	×		
I~XXI	米国国防総省のマイルストーン承認当局から書面によるマイルストーン B の承認を得ていない開発途上のシステムに固有の米国原産の防衛物品及び防衛役務（ただし、上記の輸出が本副章の § 126. 16 の (e) (1)、(e) (2) 若しくは (e) (4) 項又は § 126. 17 の項で特定される最終用途に対して米国国防総省により発行又は与えられた書面による約定又は契約に基づいており、かつ、本副章のその他の除外条項と整合している場合を除く）		×	×
I~XXI	核兵器戦略投下システム及び当該システムのために専用に設計されたすべての部分品、部品、附属品及びアタッチメント並びに関連装備品	×		
I~XXI	原産国政府機関の指示で行われる不正加工対策基準（当該基準が容易に確認できる基準）の存在又は適合方法に固有の防衛物品及び防衛役務		×	×
I~XXI	スペクトルのいずれかの部分において観察されやすさの減少又は対ステルスに固有の防衛物品及び防衛役務（注 2 参照）		×	×
I~XXI	表示又は識別対比のために必要とするものを超える融合センサーに固有の防衛物品及び防衛役務		×	×
I~XXI	複数の自律的な無人システムの自動目標捕捉又は認識及び合図マーク付けに固有の防衛物品及び防衛役務		×	×
I~XXI	軍事用に特別に設計された原子力発電装置又は推進装置（例えば、原子炉）又は軍事用に特別に設計されたこれらのための部分品（本副章の § 123. 20 についても参照のこと）			×
I~XXI	USML で規制される装置を使った軍事用途のために特別に設計されたライブラリー（パラメトリック技術データベース）（注 13 参照）			×
I~XXI	本副章の § 125. 4 (c) (3) で定義される応用研究に固有の防衛役務又は技術資料、本副章の § 125. 4 (c) (4) で定義される設計手法、本副章の § 125. 4 (c) (5) で定義されるエンジニアリング解析、又は本副章の § 125. 4 (c) (6) で定義される製造上のノウハウ（注 12 参照）	×		

[付則 1 – 表にある“X”は、その品目が各列の先頭で引用される除外条項に基づく使用を除外されていることを示す。いずれか一つの行で除外される品目は、他の列が、その品目を含むであろう記述を含む可能性があるかどうかに関係なく除外される。]

USML の カテゴリー	除外	カナダ (CA) § 126.5	オーストラリア (AS) § 126.16	英国 (UK) § 126.17
I~XXI	防衛役務（米国連邦政府の省庁若しくは機関、又はカナダ連邦政府、州政府、若しくは領土の政府からの書面による請求に応じて見積書又は入札提案書を作成するのに必要とするものを除く）； 或いは、防衛役務（登録された米国企業若しくは米国連邦政府のプログラムで使用するための防衛物品、又はカナダ連邦政府、州政府、若しくは領土の政府のプログラムにおける最終用途のための防衛物品を製造、設計、組立て、保守又はサービスを行うのに必要とするものを除く）（注 14 参照）	×		
I	火器、近接攻撃兵器及び戦闘用散弾銃	×		
II (k)	USML のカテゴリーII (c)、II (d) 又は II (i) に関連するソフトウェアのソースコード（注 4 参照）		×	×
II (k)	USML のカテゴリーII (d) に関連する製造上のノウハウ（注 5 参照）	×	×	×
III	USML のカテゴリーI にリストされる火器、近接攻撃兵器、及び戦闘用散弾銃の弾薬	×		
III	USML のカテゴリーII で規制される火砲及び発射器のための弾薬及び信管装着機器に固有の防衛物品及び防衛役務			×
III (e)	USML のカテゴリーIII (d) (1) 又は III (d) (2) 及びこれらの特別に設計された部分品に関連する製造上のノウハウ（注 5 参照）	×	×	×
III (e)	USML のカテゴリーIII (d) (1) 又は III (d) (2) に関連するソフトウェアのソースコード（注 4 参照）		×	×
IV	携行型地对空ミサイル（MANPADS）に固有の防衛物品及び防衛役務（注 6 参照）	×	×	×
IV	非軍事用途のために設計又は改造されたロケットであって、300km の航続距離を持たないもの（すなわち、MTCR の附属書で規制されていないもの）に固有の防衛物品及び防衛役務			×
IV	魚雷の弾頭又はソナー、誘導、及び制御部に固有の防衛物品及び防衛役務 魚雷に固有の防衛物品及び防衛役務		×	×
IV	対地雷に固有の防衛物品及び防衛役務（注 15 参照）	×	×	×
IV	クラスター弾に固有の防衛物品及び防衛役務	×	×	×
IV (i)	USML のカテゴリーIV (a)、IV (b)、IV (c)、又は IV (g) で規定される防衛物品に直接的に関連するソフトウェアのソースコード（注 4 参照） USML のカテゴリーIV (a)、IV (b)、IV (c)、又は IV (g) に関連するソフトウェアのソースコード（注 4 参照）		×	×
IV (i)	USML のカテゴリーIV (a)、IV (b)、IV (d)、IV (g)、又は IV (h) で規定される防衛物品に直接的に関連する製造上のノウハウ USML のカテゴリーIV (a)、IV (b)、IV (d)、又は IV (g) 及びそれらの特別に設計された部分品に関連する製造上のノウハウ（注 5 参照）	×	×	×
V	以下に該当する高エネルギー物質及び関連物質： a. TATB（トリアミノトリニトロベンゼン）（CAS 3058-38-6）； b. USML のカテゴリーV (a) (38) で規制されている爆発物； c. 鉄粉（CAS 7439-89-6）であって粒子サイズが 3µm 以下のもののうち、水素による酸化鉄の還元により製造されたもの；			×

[付則 1 – 表にある“X”は、その品目が各列の先頭で引用される除外条項に基づく使用を除外されていることを示す。いずれか一つの行で除外される品目は、他の列が、その品目を含むであろう記述を含む可能性があるかどうかに関係なく除外される。]

USML の カテゴリー	除外	カナダ (CA) § 126.5	オースト ラリア (AS) § 126.16	英国 (UK) § 126.17
V (続き)	d. BOBBA 8 (ビス(2-メチルアジリジニル) 2-(2-ヒドロキシプロパノキシ) プロピルアミノホスフィンオキシド)、及びその他の MAPO 誘導体； e. N-メチル-p-ニトロアニリン (CAS 100-15-2)；又は f. テトリル (トリニトロフェニルメチルニトラミン) (CAS 479-45-8)			
V(a) (13)	USML のカテゴリーV(a) (13) (iii) 及び (iv) で規定される ANF 又は ANAzF			×
V(a) (23)	USML のカテゴリーV(a) (23) (iii) で規定される RDX のジフルオロ化誘導体			×
V(c) (7)	IR スペクトル (赤外線波長域) のいずれかの波長で放射するエネルギーの生成を強化或いは制御するために軍用として特別に調製された信号・照明弾類及び発光物質			×
V(d) (3)	ビス, 2, 2-硝酸ジニトロプロピル (BDNPN)			×
V(i)	開発段階の爆発物、推進薬、火工品、燃料酸化剤、結合剤、添加剤、又はこれらのための原料となる物質であって、USML のカテゴリーV(i) の注 1 から 3 に従って、契約又はその他の資金提供の認可を通して国防総省により資金提供されたもの。 この除外条項は、上記の輸出が本副章の § 126.6 の (e) (1)、(e) (2) 若しくは (e) (4) 項又は § 126.17 の項で特定される最終用途に対して米国国防総省により発行又は与えられた書面による約定又は契約に基づいており、かつ、本付則のその他の除外条項と整合している場合、適用してはならない。		×	×
VI	低温装置、及びこれらのために特別に設計された部分品若しくは附属品であって、軍用の陸上車両、海上船舶、航空機若しくは宇宙船に設置するように特別に設計若しくは構成されたもののうち、走行中に稼働することができ、かつ、103K (-170°C) 以下の温度を生成若しくは維持することができるものに固有の防衛物品及び防衛役務。			×
VI	超伝導電気機器 (回転機及び変圧器) であって、軍用の陸上車両、海上船舶、航空機若しくは宇宙船に設置するように特別に設計若しくは構成されたもののうち、走行中に稼働することができるものに固有の防衛物品及び防衛役務。しかし、超伝導の巻線で発生される磁場で回転する単極の通常の金属製の電気子を持つ直流のハイブリッド単極発電機について、その発電機の中でそれらの巻線が超伝導の部分品のみである場合、これには含まない			×
VI	音響スペクトル制御及び音響認識に関連する海軍の技術及びシステムに固有の防衛物品及び防衛役務 (注 10 参照)		×	×
VI(a)	原子力船	×	×	×
VI(e)	海軍原子力推進装置に固有の防衛物品及び防衛役務 (注 7 参照)	×	×	×
VI(g)	USML のカテゴリーVI(a) 又は VI(c) に関連するソフトウェアのソースコード (注 4 参照)		×	×

[付則1 – 表にある“X”は、その品目が各列の先頭で引用される除外条項に基づく使用を除外されていることを示す。いずれか一つの行で除外される品目は、他の列が、その品目を含んであろう記述を含む可能性があるかどうかに関係なく除外される。]

USML の カテゴリー	除外	カナダ (CA) § 126.5	オースト ラリア (AS) § 126.16	英国 (UK) § 126.17
VII	低温装置、及びこれらのために特別に設計された部分品若しくは附属品であって、軍用の陸上車両、海上船舶、航空機若しくは宇宙船に設置するように特別に設計若しくは構成されたもののうち、走行中に稼働することができ、かつ、103K (−170°C) 以下の温度を生成若しくは維持することができるものに固有の防衛物品及び防衛役務。			×
VII	超伝導電気機器（回転機及び変圧器）であって、軍用の陸上車両、海上船舶、航空機若しくは宇宙船に設置するように特別に設計若しくは構成されたもののうち、走行中に稼働することができるものに固有の防衛物品及び防衛役務。しかし、超伝導の巻線で発生される磁場で回転する単極の通常の金属製の電気子を持つ直流のハイブリッド単極発電機について、その発電機の中でそれらの巻線が超伝導の部分品のみである場合、これには含まない			×
VIII	低温装置、及びこれらのために特別に設計された部分品若しくは附属品であって、軍用の陸上車両、海上船舶、航空機若しくは宇宙船に設置するように特別に設計若しくは構成されたもののうち、走行中に稼働することができ、かつ、103K (−170°C) 以下の温度を生成若しくは維持することができるものに固有の防衛物品及び防衛役務。			×
VIII	超伝導電気機器（回転機及び変圧器）であって、軍用の陸上車両、海上船舶、航空機若しくは宇宙船に設置するように特別に設計若しくは構成されたもののうち、走行中に稼働することができるものに固有の防衛物品及び防衛役務。しかし、超伝導の巻線で発生される磁場で回転する単極の通常の金属製の電気子を持つ直流のハイブリッド単極発電機について、その発電機の中でそれらの巻線が超伝導の部分品のみである場合、これには含まない			×
VIII (a)	USML のカテゴリーVIII (a) のすべての品目	×		
VIII (f)	USML のカテゴリーVIII (f) で特定される開発段階の航空機、エンジン及び部分品	×		
VIII (i)	USML のカテゴリーVIII (a) 又は VIII (e) 及びそれらのために特別に設計された部品又は部分品に関連する製造上のノウハウ（注 5 参照）	×	×	×
VIII (i)	USML のカテゴリーVIII (a) 又は VIII (e) に関連するソフトウェアのソースコード（注 4 参照）		×	×
IX	携行型地对空ミサイル（MANPADS）のための訓練装置又はシミュレーション装置（注 6 参照）		×	×
IX (e)	USML のカテゴリーIX (a) 又は IX (b) に関連するソフトウェアのソースコード（注 4 参照）		×	×
IX (e)	軍事用途のために特別に設計又は改造され、あわせて、軍事作戦のシナリオをモデリング又はシミュレートするために特別に設計又は改造されたソフトウェア			×
X (e)	USML のカテゴリーX (a) (1) 又は X (a) (2) 及びそれらのために特別に設計された部分品に関連する製造上のノウハウ（注 5 参照）	×	×	×
XI (a) XI (c) XI (d)	妨害手段装置及び対妨害手段対抗装置（水中音響デコイ妨害手段装置（ADC）Mk 2 Mods 1~7 を除く）に固有の防衛物品及び防衛役務（注 9 参照）		×	×

[付則 1 – 表にある“X”は、その品目が各列の先頭で引用される除外条項に基づく使用を除外されていることを示す。いずれか一つの行で除外される品目は、他の列が、その品目を含むであろう記述を含む可能性があるかどうかに関係なく除外される。]

USML の カテゴリー	除外	カナダ (CA) § 126.5	オースト ラリア (AS) § 126.16	英国 (UK) § 126.17
XI (a)	高周波及びフェーズドアレイマイクロ波レーダー装置であって、例えば、探査、捕捉、追尾、移動目標指示、及びイメージングレーダーシステムの機能を有するもの（注 16 参照）		×	
XI (a) XI (c) XI (d)	音響スペクトル制御及び音響認識に関連する海軍の技術及びシステムに固有の防衛物品及び防衛役務（注 10 参照）		×	×
XI (a) XI (C) XI (d)	USML のカテゴリーXI (b)（例えば、通信セキュリティ（COMSEC）及び TEMPEST [Transient Electromagnetic Pulse Surveillance Technology（電磁波盗聴技術）]）に固有の防衛物品及び防衛役務		×	×
XI (d)	USML のカテゴリーXI (a)に関連するソフトウェアのソースコード（注 4 参照）		×	×
XI (d)	USML のカテゴリーXI (a) (3) 又は XI (a) (4) 及びそれらのために特別に設計された部分品に関連する製造上のノウハウ（注 5 参照）	×	×	×
X II	妨害手段装置及び対妨害手段対抗装置（水中音響デコイ妨害手段装置（ADC） Mk 2 Mods 1～7 を除く）に固有の防衛物品及び防衛役務（注 9 参照）		×	×
X II	<p>USML のカテゴリーXII (c) の物品に固有の防衛物品及び防衛役務、ただし、以下のものを除く：</p> <ul style="list-style-type: none"> – 第一世代及び第二世代のイメージ増強管、並びに – 第一世代及び第二世代のイメージ増強管を使用した夜間照準装置、並びに – USML カテゴリーXII の (c) 項の最終品目及び USML カテゴリーXII の (e) (4)～(7) 項の部分品、並びにこれらに直接的に関連する以下に掲げる技術資料： <ul style="list-style-type: none"> – 本副章の § 125.4 (b) (5) の除外条項で是認される基本操作、メンテナンス及び訓練情報に限定される技術資料であって、§ 126.5（その他の除外条項）及び本副章の条項に沿って、カナダの政府団体（すなわち、連邦政府、州政府、領土の政府、若しくは地方政府）に直接輸出されるもの。 <p>USML のXII (c) に掲げる最終品目及び本副章の § 125.4 (b) (5) の除外条項で是認される基本操作、メンテナンス及び訓練情報に限定される関連技術資料は、§ 126.5（その他の除外条項）及び本副章の条項に沿って、カナダの政府団体（すなわち、連邦政府、州政府、領土の政府、若しくは地方政府）に直接輸出することができる。</p>	×		
X II X II (f)	<p>暗視装置に係る直接的に関連する技術資料又は防衛役務であって、基本操作、メンテナンス、及び訓練情報の範囲を超えるもの、ただし、本副章の § 126.16 の (e) (1)、(e) (2) 若しくは (e) (4) 項又は § 126.17 で特定される最終用途に対して米国国防総省により発行又は与えられた書面による約定又は契約に基づいている場合を除く。</p> <p>しかし、オーストラリア及び英国の条約の除外条項は、当該輸出が本副章の § 126.16 の (e) (1)、(e) (2) 若しくは (e) (4) 項又は § 126.17 の項で特定される最終用途に対して米国国防総省により発行又は与えられた書面による約定又は契約に基づいており、かつ、本副章のその他の除外条項と整合している場合適用される。</p>	×	×	×

[付則 1 – 表にある“X”は、その品目が各列の先頭で引用される除外条項に基づく使用を除外されていることを示す。いずれか一つの行で除外される品目は、他の列が、その品目を含むであろう記述を含む可能性があるかどうかに関係なく除外される。]

USML の カテゴリー	除外	カナダ (CA) § 126.5	オースト ラリア (AS) § 126.16	英国 (UK) § 126.17
X II (f)	USML のカテゴリー XII (d) 及びそれらのために特別に設計された部分品に関連する製造上のノウハウ (注 5 参照) 次のいずれかに該当する物品に直接的に関連する製造上のノウハウ (注 5 参照) : – USML のカテゴリー XII (d) で規定される防衛物品、並びに – それらのために特別に設計された部品及び部分品	×	×	×
X II (f)	USML のカテゴリー XII (a)、XII (b)、XII (c) 又は XII (d) で規定される防衛物品に直接的に関連するソフトウェアのソースコード (注 4 参照)		×	×
X III (b)	USML のカテゴリー XIII (b) (軍事情報セキュリティ保証システム、暗号装置、ソフトウェア、及び部分品) に固有の防衛物品及び防衛役務		×	×
X III (d)	炭素-炭素結合のビレット [棒状の素材] 及びプリフォームであって、三次元以上の平面において補強されたもののうち、防衛物品のために特別に設計、開発、改造、構成又は適合されたもの			×
X III (e)	軍の規格若しくは仕様適合するために製造された装甲板又は軍用に適した装甲板に固有の防衛物品及び防衛役務 (注 11 参照)			×
X III (g)	隠蔽偽装装置及び材料に関連する防衛物品及び防衛役務			×
X III (h)	エネルギー変換機器 (燃料電池を除く)			×
X III (j)	注 2 で規定される防衛物品の検知に対するシステムのシグネチャの計測又は改変にかかわるハードウェアに関連する防衛物品及び防衛役務		×	×
X III (l)	USML のカテゴリー XIII (a) に関連するソフトウェアのソースコード (注 4 参照)		×	×
X IV	毒性物質 (化学剤、生物剤、及び関連機器を含む) に関連する防衛物品及び防衛役務		×	×
X IV (a) X IV (b) X IV (d) X IV (e) X IV (f)	USML のカテゴリー XIV (a)、(d) 及び (e) でリストされる化学剤、USML のカテゴリー XIV (b) に掲げる生物剤及び生物学的に誘導される物質、並びに USML のカテゴリー XIV (f) でリストされる装置であって、USML のカテゴリー XIV (a)、(b)、(d) 及び (e) でリストされる化学剤及び生物剤の散布用のもの	×		
X V (a)	宇宙空間用の飛しょう体/衛星に固有の防衛物品及び防衛役務。しかし、カナダの除外条項では、他のいかなる種類のペイロードも有していない商業通信衛星に対して使用することができる	×	×	×
X V (b)	宇宙空間用の飛しょう体の遠隔測定、追跡及び管制のための地上管制ステーションに固有の防衛物品及び防衛役務。防衛物品及び防衛役務は、それらが宇宙空間用の飛しょう体を制御していない場合、このエントリーのもとでは除外されない。衛星通信を受信する受信機についても、このエントリーのもとでは除外されない		×	×
X V (c)	GPS/PPS のセキュリティーモジュールに固有の防衛物品及び防衛役務		×	×
X V (c)	USML のカテゴリー XV (c) で規制される防衛物品 (ただし、カナダ連邦政府による最終用途のための最終製品であって、カナダの登録者を通して直接的又は間接的に輸出されるものを除く)	×		

[付則 1 – 表にある“X”は、その品目が各列の先頭で引用される除外条項に基づく使用を除外されていることを示す。いずれか一つの行で除外される品目は、他の列が、その品目を含むであろう記述を含む可能性があるかどうかに関係なく除外される。]

USML の カテゴリー	除外	カナダ (CA) § 126.5	オースト ラリア (AS) § 126.16	英国 (UK) § 126.17
XV(e) (1)	アンテナであって、次のいずれかに該当するもの： a. 口径（アンテナの放射部分の外形寸法）が 30 フィートを超えるもの； b. メインビームのピーク出力に対して、すべてのサイドローブを-35dB 以下にできるもの；又は c. 直径で 200 海里未満の地表面上のカバレッジエリアを提供するために設計、改造又は構成されたもの（ここで“カバレッジエリア”とは、アンテナのメインビーム幅（ビームの半値点間の角距離をいう）により照射される地表面における面積として定義される）	×		
XV(e) (12)	軌道上の人工衛星（すなわち、ミッション軌道に乗せた後）の加速度を 0.1g を超える割合で加速することができる推進システム	×		
XV(e)	USML のカテゴリーXV(a) の品目のための、すべての部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム（ただし、商業通信衛星で使用するよう特別に設計された場合を除く）	×		
XV(e)	宇宙空間用の飛しょう体、地上管制システム（USML のカテゴリーXV(b) で規制される宇宙空間用の飛しょう体の管制のためのものに限る）、カテゴリーXV で規制されるサブシステム、部分品、部品、附属品、アタッチメント、及び関連機器に固有の防衛物品及び防衛役務		×	×
XV(f)	USML のカテゴリーXV に対する除外条項から除外されたその他の防衛物品に直接的に関連する技術資料及び防衛役務	×	×	×
XVI	核兵器の設計及び試験に固有の防衛物品及び防衛役務	×	×	×
XV II	機密扱いの防衛物品、並びにこれらに関連する技術資料及び防衛役務であって、他の項目で列挙されていないもの（注 1 参照）	×	×	×
XV III	指向性エネルギー兵器システムに固有の防衛物品及び防衛役務		×	×
XIX(e), XIX(f) (1), XIX(f) (2), XIX(g)	防衛物品及び防衛役務であって、ガスタービンエンジンのホットセクションの部分品に固有のもの及びフルオーソリティデジタルエンジン制御装置（FADEC）又はデジタル電子エンジン制御（DEEC）に固有のもの（注 8 参照）		×	×
XIX(g)	ガスタービンエンジンのホットセクションに係る技術資料及び防衛役務（これには、ハードウェアを含まない）。（注 8 参照）	×	×	×
XX	潜水艦、海洋装置及び附属装置に関連する防衛物品及び防衛役務	×	×	×
XX	音響スペクトル制御及び音響認識に関連する海軍の技術及びシステムに固有の防衛物品及び防衛役務（注 10 参照）		×	×
XX	低温装置、及びこれらのために特別に設計された部分品若しくは附属品であって、軍用の陸上車両、海上船舶、航空機若しくは宇宙船に設置するように特別に設計若しくは構成されたもののうち、走行中に稼働することができ、かつ、103K（-170°C）以下の温度を生成若しくは維持することができるものに固有の防衛物品			×

[付則 1 – 表にある“X”は、その品目が各列の先頭で引用される除外条項に基づく使用を除外されていることを示す。いずれか一つの行で除外される品目は、他の列が、その品目を含んでであろう記述を含む可能性があるかどうかに関係なく除外される。]

USML の カテゴリー	除外	カナダ (CA) § 126.5	オーストラリア (AS) § 126.16	英国 (UK) § 126.17
XX	超伝導電気機器（回転機及び変圧器）であって、軍用の陸上車両、海上船舶、航空機若しくは宇宙船に設置するように特別に設計若しくは構成されたもののうち、走行中に稼働することができるものに固有の防衛物品。しかし、超伝導の巻線で発生される磁場で回転する単極の通常の金属製の電気子を持つ直流のハイブリッド単極発電機について、その発電機の中でそれらの巻線が超伝導の部分品のみである場合、これには含まない。			×
XX (a)	原子力船	×	×	×
XX (b)	海軍原子力推進装置に固有の防衛物品及び防衛役務（注 7 参照）	×	×	×
XX (c)	潜水艦の戦闘統制システム（搭載ラック及びキャビネットを除く）に固有の防衛物品及び防衛役務		×	×
XX (d)	USML のカテゴリー XX (a) に関連するソフトウェアのソースコード（注 4 参照）		×	×
XXI	USML の他の箇所で列挙されていないが、防衛取引規制政策部の部長により本カテゴリーに入れられた物品並びにそれに関連する技術資料及び防衛役務	×	×	×

注 1：機密扱いの防衛物品及び防衛役務は、カナダの除外条項に基づく輸出には適用できない。USML のカテゴリー XVII で規制される米国原産の物品、技術資料、及び役務は、英国条約の除外条項に基づく輸出には適用できない。米国原産の機密扱いの防衛物品及び防衛役務は、英国又はオーストラリアの条約のいずれの除外条項に基づく輸出にも適用できない（ただし、当該防衛物品又は防衛役務の輸出について規定する米国防総省の書面による要請、指示又は契約に基づいて免除されている場合を除く）。

注 2：字句“スペクトルのいずれかの部分”には、無線周波数（RF）、赤外線（IR）、電気光学スペクトル、可視光、紫外線（UV）、音響スペクトル、及び磁気スペクトルを含む。観察されやすさの減少又は対ステルスに関連する防衛物品は、以下に該当するものとして定義される：

(a) 防衛プラットフォーム（システム、サブシステム、部分品、材料（電磁波妨害（EM）削減のために使用される二つの目的を兼ねた材料を含む）、技術、並びにシグネチャー予測、試験及び測定装置及びソフトウェア及び材料の透過率／反射率予測コード及び最適化ソフトウェアを含む）のシグネチャーリダクション（無線周波数（RF）、赤外線（IR）、電気光学スペクトル、可視光、紫外線（UV）、音響スペクトル、磁気、RF 放射）。

(b) 電子走査型アレイレーダー、高出力レーダー、レーダー処理アルゴリズム、潜望鏡搭載レーダーシステム（PATRIOT）、レーザーダ、マルチスタティック赤外線フォーカルプレーンアレイ型センサー（システム、サブシステム、部分品、材料、及び技術を含む）。

注 3：表示又は識別対比のために必要とするものを超える融合センサーに関連する防衛物品及び防衛役務とは、目標識別、追跡、指示又は監視及び兵器交戦を支援するデータの受け渡しの目的で複数のセンサーからの情報を自動的に組み合わせるために設計された技術として定義される。融合センサーには、音響センサー、赤外線センサー、電子光学センサー、周波数センサー等のようなセンサーを含む。表示又は識別対比とは、共通目標の追跡指示の指定のために複数のソースからの目標検知を結合することを指す。

注 4：プログラム、システム及び／又はサブシステムについての基本操作、メンテナンス、及び訓練で必要とするソースコードの範囲を超えるソフトウェアのソースコードは、英国又はオーストラリアの条約の除外条項の使用には適用できない（ただし、その輸出が、本副章の § 126.16 又は § 126.17 の (e) (1)、(e) (2) 又は (e) (4) 項で特定される最終用途について米国防総省により発行された又は与えられた書面による約定又は契約に基づいており、本付則の他の除外条項に整合している場合を除く）。

- 注 5：本副章の § 125. 4(c) (6) で定義される製造上のノウハウは、英国又はオーストラリアの条約の除外条項の使用には適用できない（ただし、その輸出が、本副章の § 126. 16 又は § 126. 17 の (e) (1)、(e) (2) 又は (e) (4) 項で特定される最終用途について米国国防総省により発行された又は与えられた書面による約定又は契約に基づいており、本付則の他の除外条項に整合している場合を除く）。
- 注 6：携行型地对空ミサイル（MANPADS）に固有の防衛物品及び防衛役務には、改造することなく他の用途において使用できるミサイルを含む。それには、また、MANPAD システムのために特別に設計又は改造された製造及び試験装置並びに部分品に加えて、MANPAD システムのために特別に設計又は改造された訓練装置を含む。
- 注 7：海軍の原子力推進力プラントには、USML のカテゴリー VI (e) のすべてを含む。海軍の原子力推進に関する情報は、海軍の原子力船及びプロトタイプ（関連する船上及び海岸基地所属の原子力支援施設を含む）の設計、配置、開発、製造、試験、運転、管理、訓練、メンテナンス、及び修理にかかわる技術資料で構成される。この除外条項で対象とする防衛物品の事例には、原子力推進プラント及び原子力潜水艦に関連する技術又はシステム；原子力船が含まれる（USML のカテゴリー VI 及び XX を参照のこと）。
- 注 8：組み込まれたホットセクションの部分品又はデジタルエンジン制御を有するガスタービンエンジンの完成品は、本条約に基づく輸出又は移転に適用できる。ホットセクションに関連する技術資料（日常的な外部のメンテナンス及び操作で必要とするそれらの資料を除く）は、カナダの除外条項に基づく輸出には適用できない。ホットセクション又はデジタルエンジン制御に加えて、個々のホットセクションの部品又は部分品に関連する技術資料（日常的な外部のメンテナンス及び操作で必要とするそれらの資料を除く）については、単独で出荷されるかエンジンの完成品と一緒に出荷されるかにかかわらず、この条約の除外条項が適用できない。ガスタービンエンジンのホットセクションの除外される防衛物品の部分品及び技術は、燃焼室及びライナー；高圧タービンブレード、ベーン、ディスク及び関連する冷却構造体；冷却低圧タービンブレード、ベーン、ディスク及び関連する冷却構造体；冷却オーグメンター〔アフターバーナー；及び冷却ノズルがある。ガスタービンエンジンのホットセクションの開発段階の技術の事例には、統合高性能タービンエンジン技術（IHPTET）、多目的低価格改良型タービンエンジン（VAATE）、及び高効率エンジン技術（UEET）があり、これらは本除外条項に基づく輸出からも除外されている。
- 注 9：オーストラリア又は英国の条約の除外条項に基づいて輸出ができない防衛物品に関連する妨害手段装置及び対妨害手段対抗装置の事例には、以下のものがある：
- (a) 赤外線妨害手段装置；
 - (b) 機密扱いの技術及び機能；
 - (c) 射撃統制を直接的又は間接的に支援し、状況把握、目標識別、目標捕捉、並びに兵器標的及び無線方位測定（RDF）能力のために使用される精密無線周波数の位置決定のための輸出。精密な RF の位置とは、到達角度の精度が 5 度（RMS）未満であって、RF 放射体の位置の範囲エラーが 10%未満として定義される；
 - (d) 再プログラムを行う機能を提供するもの；及び
 - (e) 音波による（水中を含む）アクティブ型及びパッシブ型の妨害手段装置及び対妨害手段対抗装置。
- 注 10：この除外条項により対象とされる防衛物品の事例には、水中音響ベクトルセンサー；音響リダクション；オフボードの水中用アクティブセンシング及びパッシブセンシングによるプロペラ/プロパルサー技術；固定移動／浮遊／動力探知システムであって、目標探知及び識別のためのブイによる信号処理を搭載したもので；海洋環境において長航続時間の能力を有する自律潜水艇（除外される有人潜水艦）；オンボードの自律型プラットフォームに組み込まれた自動操縦アルゴリズムであって、(a) 目標探知及び識別のための集団行動、(b) 目標探知及び識別機能を強化するための環境又は戦況への適応を可能にするもの；状況、グループ行動（2 隻を超えるグループ行動）、及び自律潜水艇による励振の探知への反応を明らかにする“インテリジェントオートノミー”アルゴリズム；並びに埋設された又は埋設されていない海底の対象物の長距離の単一パスでの特定のための低周波の広帯域“音響色”、アクティブ型音響“指紋”センシング（USML のカテゴリー XI の (a) (1)、(a) (2)、(b)、(c) 及び (d) 項で規制されるもの）を含む。
- 注 11：この除外条項は、装甲板が貼り付けられているプラットフォーム（例えば、車両）には適用されない。このプラットフォームに関連した除外条項について、このリストの他の除外条項（特に、そのプラットフォームが規制されているカテゴリーに対して）を参照のこと。
- 除外される防衛物品には、金属製又は非金属製又はそれらを組み合わせたものの構築物であって、軍事システムの防衛機能を与えるために特別に設計されたものを含む。字句“軍用に適した”は、NIJ スタンダ

ード 0108. 01 [国立司法省研究所が制定した耐弾阻止防護素材の防弾能力をランク付けする規格]に従って、レベルⅢ以上にテストされた物品又は材料に適用される。この除外条項は、軍用ヘルメット、防弾服又はその他の防護服であって、オーストラリア又は英国の条約の条件に従って輸出することができるものを含まない。

注 12：応用研究（本副章の § 125. 4 (c) (3)）、設計手法（本副章の § 125. 4 (c) (4)）、エンジニアリング解析（本副章の § 125. 4 (c) (5)）、又は製造上のノウハウ（本副章の § 125. 4 (c) (6)）に固有の防衛役務又は技術資料は、カナダの除外条項に基づく輸出には適用できない。しかし、この除外条項は、本副章の § 125. 4 (c) (1) で規定されるビルドトゥープリント生産方式 [Build-to-Print、顧客が詳細設計を行い、生産のみを受注する受注形態]、本副章の § 125. 4 (c) (2) で規定されるビルド/デザイントゥースペシフィケーション生産方式 [Build/Design-to-Specification、顧客が仕様設計を行い、設計及び生産のみを受注する受注形態]、若しくは本副章の § 125. 4 (c) (3) で規定される基礎研究に固有の防衛役務又は技術資料、又は他の除外条項若しくはカナダの除外条項の条件に従って輸出することができる除外されない防衛物品のメンテナンス（すなわち、検査、試験、較正若しくは修理（オーバーホール、再調整及び欠陥品の部品若しくは部分品の 1 対 1 の交換を含むが、その品目の基本性能を変更する改造、強化、改良若しくはその他の形態の変更を除く））に固有の防衛役務又は技術資料を含まない。

注 13：用語“ライブラリー”（パラメトリック技術データベース）とは、軍事的な内容の技術的な情報であって、軍用の装備品又はシステムの性能を強化する可能性があるものを集めたものという。

注 14：カナダの除外条項に基づいて認可された防衛物品を利用するために、以下のことが順守されなければならない：

(a) カナダの請負業者及び下請業者は、輸出されている技術資料及び防衛役務が本副章の § 126 付則 1 で特定される行為に対してのみ使用され、かつ、本副章の § 126. 5 に従って使用されることを、米国の輸出者に書面で保証しなければならない；並びに

(b) 米国の輸出者とカナダの受取人の間の書面による約定は、以下の内容でなければならない：

(1) 製造されている防衛物品が、本副章の § 122 に従って登録された米国において特定されたメーカー；米国連邦政府の省庁又は機関；カナダ政府によって及びカナダ政府のために防衛物品を製造することが書面で認可されたカナダの登録者；カナダの連邦政府、州政府、若しくは領土の政府に直接引き渡されることに限定すること；

(2) カナダの登録者ではない他の請負業者又は下請業者にその技術資料を開示することを禁止すること；

(3) 下請契約に本副章の § 126. 5 の制限事項を記載することを規定すること；

(4) カナダの請負業者（下請け業者を含む）は、契約が完了次第、契約書又は発注書に基づいて輸出されたすべての技術資料を破棄するか、米国に所在する米国の輸出者に返却することを義務付けること（ただし、当該技術資料が保持されることを書面で要求しているカナダ又は米国の政府団体による使用についてはその限りではない）。米国の輸出者は、その技術資料が保持されているか、破棄されていることの書面による証明を、提供されなければならない；並びに

(5) 米国原産の技術資料から作成されるすべての書類には、以下の記述を掲載することを義務付ける条項を含むこと：

“この文書は、その使用が米国の武器輸出管理法で制限されている技術仕様を含んでいる。この資料は、国際武器取引規則（ITAR）の § 126. 5 で指定される制限事項に従って提供されたものであり、かつ、その制限事項の対象となるものである。この資料を受け取ることにより、荷受人は ITAR の要求事項を守ることに同意するものとする。”

(c) 米国の輸出者は、本副章の § 126. 5 に基づいて認可された彼らのすべての進行中の行為に関する半年毎の報告書を防衛取引管理部に提出しなければならない。この報告書には、生産されている一つ以上の物品；一以上の最終需要者；その製品が組み込まれる最終品目；その製品の意図された最終用途；並びにすべてのカナダの請負業者及び下請業者の名称及び所在地を含まなければならない。

注 15：この除外条項は、人道目的のために地雷及び不発弾の除去を支援する地雷撤去装置には適用されない。この除外条項で使用される場合、“対人地雷”とは、地雷であって、地下、地表若しくは地表近く若しくはその他の表層域に設置するもの、又は火砲、ロケット、迫撃砲、若しくは同様の手段により搬送するもの、又は航空機から落下させるものであって、人間がそこに存在、接近、接触することで破裂または爆発するように設計されたもの；人を殺傷するように設計、組立て又は適合された機器又は物質であって、人が外

見上無害な対象物を妨害若しくはそれに接近した場合又は外見上安全な行為を行った場合、突然機能するもの；人の身体能力を奪う、あるいは人を殺傷するように設計された手動で据え付けられる弾薬又は装置であって、遠隔操作によって作動させる或いは時間の経過により自動的に作動させるものを意味する。

注 16：規定されたレーダーシステムは、USML のカテゴリー XI (a) (3) (i) から (v) で規制されている。本エントリーで使用される場合、用語“システム”には、装置、機器、ソフトウェア、組立品、モジュール、部品、実行、プロセス、メソッド、アプローチ、スキーマ、フレームワーク及びモデルを含む。

注 17：この除外条項は、本副章の § 123.15 又は § 124.11 に従って以前に連邦議会に届けられた防衛物品には適用されない。連邦議会への届出に対するオーストラリアと英国の除外条項の使用については、§ 126.16(o) 及び § 126.17(o) を参照のこと。